

旗本領と近世の郷莊

——遠州井伊谷・氣賀地方を例として——

山 澄 元

【要約】 徳川譜代の筆頭として活躍した彦根藩主井伊氏の旧地である浜名湖の北辺、井伊谷・氣賀地方には、近世をつうじて井伊谷五近藤家領と称せられる旗本領が展開していた。近藤家は中世末期より井伊谷に在住して永禄十一年（一五六八）の徳川家康の遠州経略の手びきをなした功臣として出世し、元和五年（一六一九）には大名格として父祖の地井伊谷に陣屋を構えたが、ほどなく領地を解体分知して、金指・井伊谷・氣賀・大谷・石岡の五旗本家領を析出させた。これは近世に数多い大名失格のうち極めて特異な事例といえるが、本稿では五家の領地の分布と変遷をあとづけ、旗本領への解体分知が、姫街道の要衝氣賀関の管理と関連が深いことを示した。また分知解体後も、旧井伊谷領本高という連帯は強く、氣賀宿の助郷圏にも反映していた。つぎにこれらの近藤家領のなかで、氣賀近藤家の陣屋所在地であり、関所と宿場がおかれた要地氣賀をとりあげ、近世の村落体制を分析した。ここは行政的には大きく一村に画定されながらも、「内証わけ」されて、七個の構成村と町・老ヶ谷新田の九単位から成立していた。こうした複合的藩政村形成の要因として、三方原原野の入会権、湖岸の新田開墾、漁業権などをとりあげて検討した結果、近世をつうじて各構成村間の錯綜関係はむしろ強化され、中世的な歴史的領域である氣賀荘という地域が、関所の管理という条件にも支えられて、他にみられるような構成集落を基礎とする近世的な村へ分解せずに、維持されていたことを論証した。

史料 五六卷六号 一九七三年十一月

一 井伊谷と近藤氏

1 研究の意図

筆者はかつて藩政村（近世の行政村）の規模について国別に論じ、地勢・生活様式・集落形態などの地理的要因とならん

で、領主が年貢徴収の基盤としての村をどのように把握するかについての相違が、藩政村の構成に種々の地域差を生ぜしめたことを展望した。^①それとともに近世の地域性を解く手がかりとして、中世的な歴史的領域といえる郷(荘)が、近世においていかに継承され、変容されるかを究明することが有効であると問題提起をなし、若干の事例を報告した。^②さらにまた従来とりあげられることの極めて少なかった旗本領の分布と性格について、畿内を中心として整理した。^③

これらの筆者が最近関心を懷いている近世の歴史的領域に関する三つの課題を、いかに結合さすかについての事例研究が小稿の目的である。

2 古代・中世の井伊谷

こうした意図に適合したフィールドとして着眼したのは、浜名湖の北岸、遠江国引佐郡気賀・井伊谷地方で、ここは浜名湖に注ぐ第一の河川都田川とその支流井伊谷川、さらにその支流神宮寺川の河谷を中心とし、北方は峠をへだてて奥三河設楽郡の山地につづいている。和名抄郷名によれば、気賀を中心とする伊福郷、井伊谷を中心とする渭伊郷を主とし、叙述のつごうで金指・祝田を中心とする刑部郷、都田を中心とする京田郷の地域もとりあげる。都田川下流域には条里の遺構も検証され、式内社は渭伊神社(渭伊郷神宮寺村)、乎豆神社(上刑部村)、蜂前神社(祝田村)、須倍神社(都田村)と密度は高い。式内三宅神社については不明確で、「遠江国風土記伝」によれば、井伊谷村の二之宮大明神を比定しているが、^④式内社をもたない伊福郷の気賀油田に鎮座していた屯倉神社にもとめる意見もある。^⑤これらの明確な式内社(式内社のない伊福郷の場合は後述する現在の細江神社)は、近年においても郷村結合の中核となっており、律令下の郷体制が、いまなお地域単位としての意味を失っていない。

中世においては後述するように気賀荘や井伊谷郷(荘)などの地域名称が史料にみえるが、その実態は必ずしも解明されていない。ただ後の彦根藩主の祖、井伊氏が当地に土着し、^⑥後醍醐天皇の皇子宗良親王を擁して、北朝に長く抵抗したことはよく知られ、また南北朝期の康安元年(一二六二)の後光厳天皇綸旨が熊野速玉大社にあり、その際の伝達状には

69 (841)

「遠江国衙領郷保目録」一通が添えられ、当時の国衙領が通観できるが、そのなかに、「井伊郷廿二石二斗一升二合」とあり、このあたりに国衙領の存在がしられる。^⑦その後、井伊氏は同族の奥山・笹瀬・早田氏などとともに、応安四年（一三七二）にはじまる今川了俊の九州遠征に従軍し、斯波氏守護の時には有力国人層の一翼として、斯波氏に相対的に独立した領主的地位を保持してきた。^⑧しかし、井伊氏はしだいに戦国大名に成長していった今川氏の被官となり、永禄五年（一五六二）、井伊直親は家臣小野但馬の讒にあい、今川氏真に討伐されてより苦難の道を辿り、遺児の直政が天正三年（一五七五）に家康に見出されて、父祖の旧地井伊谷に復したといわれる。^⑨

3 井伊谷三人衆の抬頭

井伊氏零落の間、東海地方をめぐる諸雄の微妙な力関係を反映して、井伊谷七人衆とよばれる諸家がこの地方に割拠した。七人衆のうち近藤氏は井伊谷、鈴木氏は瀬戸、菅沼氏は祝田、小野氏は小野に本拠を構え、その勢力均衡のうえに情勢は流動的であった。^⑩なかでも近藤康用・鈴木重時・菅沼忠久の三氏は永禄十一年（一五六八）二月に、徳川家康の遠州経略への案内役をつとめ、井伊谷三人衆とよばれ、その賞として、家康から所領の宛行状と誓書をえた。

この感状には、

「一、井伊谷跡職新地本地一円出置事 但是は五百貫文之事 一、二俣左衛門跡職一円 一、高園曾子方之事 一、高梨 一、気賀之郷 一、かんま之郷 一、まんこく橋つめ共 一、山田 一、川合 一、かやは 一、国領 一、野辺 一、かんさう 一、あんま之郷 一、人見之郷并新橋小沢渡」

の一五か所が所領として三名に宛行われた。^⑪これを遠江十五郷と総称されることもあり、その地名は完全には比定しえないが、対象地域一円におよんでいたことは理解できる。ただこの時期には宛行状にも三人衆が一括して記され、井伊谷城の番手として三人衆が与力・同心などを率いて輪番的に城に駐屯し、三人がまとめられて城主扱いの待遇をうけていた。^⑫その後、三方原の戦による徳川氏の敗北により、この地方は武田氏の勢力下に帰し、気賀の土豪中村肥後守が天正二

年(一五七四)一月に武田氏により、遠州八幡嶋之内式拾貫文と同所に屋敷三間を、この地方進入の際の案内者の功績として宛行われた。^⑭しかし、天正一〇年、武田氏の滅亡により、再び井伊谷三人衆の名が登場する。天正一八年の「みたけ村御繩打野帳」の末尾にある屋敷帳には、

式拾七坪 二郎右方 五郎右衛門居

式拾坪 同方 右衛門六居

拾六坪 平兵方 九郎右衛門居

式拾四坪 同方 右近七居

式拾貳坪 三方 慶藏庵居

屋敷合 (百八拾七) 八拾坪

両三人の方 菅沼二郎右衛門

近藤平右衛門

鈴木平兵衛

と記されている。^⑮二郎右は菅沼氏、平兵は鈴木氏、それに所論文にある平右は近藤氏であり、三人衆はここでも一括してあらわれ、井伊谷の北東約二キロの山間部にある三嶽村においては、各人に属する家来百姓が居住していたことがわかる。^⑯この頃から井伊氏の頭角がぬきんでてき、祖地井伊谷も井伊氏の領地となり、三人衆も井伊氏の被官となり、三嶽村に地方知行地を与えられたのが、この「御繩打野帳」の背景と考えられる。^⑰

なお、近藤・鈴木・菅沼の三氏を井伊谷三人衆とよぶことは、瀬戸・祝田を含めた都田川下流域の総称として井伊谷という地域名称があったと推察せしめ、また永禄一一年(一五六八)九月に今川氏真が瀬戸宝久に宛てた「於井伊谷所々買得地之事」と題する買得地安堵の判物において、名に冠せられた地名として上都田・下都田・赤佐・祝田・瀬戸があり、井

伊谷の地名がかなり広域をさしていたことがわかる。^⑧

4 旗本五近藤家の成立

家康の関東入部後、井伊直政は上野国箕輪城主に累進したが、近藤秀用（康用の子）は父とともに勲功顯著のため、井伊氏の下につくことをいさぎよしとせず、直参旗本を希望した。井伊氏はこれを許さず、秀用は浪人となったが、直政の死後、慶長七年（一六〇二）、秀忠に召されて五千石の旗本にとりたてられ、上州邑楽郡青柳に采地を与えられ、同一九年相模国で一万石を加増され、一万五千石の大名格となり、小田原城番をつとめ、大坂の陣に武功をたてた。元和元年（一六一五）に二男用可に五千石余を分知して一万石となり、元和五年、徳川頼宣が駿遠の太守から和歌山に転じると、近藤秀用は旧領の故をもって井伊谷に転封を願い、許されて井伊谷に陣屋を築き、周辺に約一万石の領地をかためた。しかし翌六年に嫡孫貞用を紀州家家臣より旗本への取立を願い、三一四〇石余を分知し、一年にして大名の格式を失なった。その後、元和七年には相州において二千石余の馬飼料の加増があり、さらに新田も加えられ、八九四〇石余の大旗本として、寛永八年（一六三二）に一生を閉じた。^⑨

近藤氏の動向はほぼ以上のごとくであったが、近藤氏復帰までの領主の移動を気賀についてみると、永禄二年（一五六九）より天正一六年（一五八八）までは本多作左衛門の支配、同年より文禄元年（一五九二）までは石川伯耆守の知行、同年より慶長六年（一六〇二）までは堀尾帯刀の支配、同年より同一四年まで石川半三郎の知行、同年より元和五年（一六一九）までは駿河中将（頼宣）の領地で、安藤帯刀・彦坂五兵衛が支配し、支配者の交替は頻繁であった。^⑩

近藤秀用の死後、その旧領は一族に分知されて、いわゆる旗本五近藤家を創出し、解体してしまう。その経緯を「寛政重修諸家譜」によりあとづけてみる（第一表「近藤家略系」参照）。

（一）秀用の嫡孫貞用は先述したように、元和六年に祖父の領地井伊谷の三一四〇石余を分知され、新田を加えて三三三〇石を知行し、寛永八年に祖父の死後、遺領のうち遠江国引佐・長上・豊田郡と相模国において二二二〇石を分知され、計

旗本領と近世の郷莊（山澄）



五四五〇石を知行、金指に陣屋をおいたので金指近藤とよばれた。^②

(二)秀用の二男用可は、元和元年の大坂の陣に父の請により旗本に列し、先述したように父の領地のうち五千石余を分知され、父に附随して遠江国引佐・長上・龜玉・敷知四郡の地に知行地を移され、その子用治は引佐郡氣賀に陣屋を構え、後述するように本坂越の関所を守り、交替寄合の資格に列せられた。のち寛永元年(一六二四)に、知行地のうち二千石を庶兄用行にわかち、翌二年には新田を加え三三五〇石余の朱印状を賜った。^③その後、同八年に父秀用の遺領のうち、引佐・豊田・敷知三郡で五四〇石を分知され、計三九〇〇石余を知行し、元禄五年(一六九二)その嫡孫用清の相続の時、用清の弟用相(采女)に、敷知・豊田両郡のうちにて、五〇〇石を分知したため、三四〇〇石の旗本となり、氣賀近藤といわれた。なお五〇〇石を分知された用相は、まもなく元禄一〇年に氣賀近藤本家の養子となったので、この家は絶え、知行地は収公された。^④

(三)用可の長男(用治の庶兄)用行は庶子のため家督をつがず、寛永元年に敷知・長上両郡のうちで二千石を分知され、のち敷知郡の知行地の一部を引佐郡に替えられ、同八年に祖父秀用の遺領敷知・豊田両郡において四〇〇石を分知、同一〇年に榛原郡で五〇〇石を加増されて三千石の旗本となり、天保期まで代々引佐郡大谷村に陣屋をおいたので、大谷近藤とよばれた。^⑤

(四)秀用の四男用義の嫡男用将は寛永八年に、祖父秀用の遺領のうち、遠江国引佐・龜玉・豊田三郡と相模国において五四五〇石余を分知され、死後、貞享元年(一六八四)に二男用賢に相州の領地のうち四五〇石余を分けたため五千石の旗本となり、近藤家の本拠である井伊谷に陣屋をおいたので、井伊谷近藤とよばれる。^⑥

(五)康用の四男用忠の子用尹も、寛永八年に伯父秀用の遺領三二〇石を引佐・豊田両郡において分知され、その後相模国で新恩二〇〇石と廩米三〇〇俵を加賜され、その子用久の代に元禄一〇年(一六九七)の地方直しの際に廩米を改めて、武藏・上野両国で三〇〇石を賜わり、計八二〇石を知行した。したがってこの家は遠州よりも関東に知行地を多くもってお

り、陣屋も構えていなかったが、遠州の知行地の村名石岡村(豊田郡)・花平村(引佐郡)をとって石岡(花平)、あるいは花岡近藤ともいう。^⑤

このようにいったんは大名格に成長した近藤家の一円的な所領が、旗本五家の知行地に解体するという極めて珍らしい事例を示したが、その要因について若林淳之は寛永一九年(一六四二)に発布された「跡目之儀被仰出」にみられるような旗本増員政策にもとめ、さらに佐々木潤之介の所説にしたがい、旗本増員策はこの頃すでに独自の存在理由を失ないはじめていた譜代大名を機能的に分解せしめることと表裏一体をなしていると説明した。^⑥

しかしこのような一般的な背景をはなれて、巷説にいわれているように近藤氏と井伊氏との感情的対立、すなわち先述したように井伊氏の下風にたつことをいさぎよしとしなかった近藤氏の、譜代筆頭に栄達した井伊氏に対する反撥心が、小大名よりもむしろ複数の大身の旗本を創出する途を選ばしめたということも、充分首肯しうるように思われる。さらに後述する関所の警固も分知の要因として無視できない。^⑦

- ① 山澄元「幕末・明治前期の村落規模」『大阪学芸大学紀要』一二、昭和三九、「毛利藩藩政村の一考察」『人文地理』一八・三、昭和四二、「萩藩藩政村における知行地の構造」(西村睦男編『藩領の歴史地理』萩藩所収、昭和四三)。
- ② 山澄元「近世の「郷」の歴史地理学的意義」『織田武雄先生退官記念人文地理学論叢』昭和四六、「畿内における郷と藩政村」『大阪教育大学紀要』一六、昭和四二)。
- ③ 山澄元「畿内における旗本知行地の分布と性格」『人文地理』二三一、昭和四六)。
- ④ 内山真竜『遠江国風土記伝』寛政一一(一七九九)(復刻版 昭和四四、一五一頁)。
- ⑤ もうひとつの廃絶した式内社として大慈神社があり、「遠江国風土記伝」には旧郡田村の滝沢にもとめているが、吉田東伍「大日本地名辞書」はこの説に疑念を表し、「尚考ふべし」としている。
- ⑥ 家伝によれば、寛弘年中(一〇〇四〜一二)に出生の備中大夫共保より井伊谷に住むという。(『新訂寛政重修諸家譜第十二』二八五頁)
- ⑦ 秋本太二「遠江に於ける守護領国支配の推移」『地方史静岡』二二、昭和四七)四〇〜四一頁。原史料は『熊野連玉大社古文書古記録』所収。
- ⑧ 秋本太二「前掲論文、四五、五一、六二頁」。
- ⑨ 『新訂寛政重修諸家譜 第十二』二八六〜二八七頁。
- ⑩ そのほか七人衆の名前に中井・新野氏が伝えられているが、事蹟はよくわかっていない。
- ⑪ 近藤氏の祖は三河国宇利の出身といわれ、松平清康(家康の祖父)

に仕えていたが、天文四年（一五三五）、清康の不慮の死により井伊谷に逃れ、井伊氏の被官となったとされる。『新訂寛政重修諸家譜第十三』三八三頁。

若林淳之「旗本領の研究——井伊谷五近藤を中心に——」（『静岡大学教育学部紀要』一六、昭和四一）四二頁。以下「若林前掲論文」と略記する。

⑫ 中村孝也「徳川家康文書の研究」上巻昭和三四、一〇四～一〇五頁。若林淳之「前掲論文、四二～四三頁」。

⑬ 北島正元『江戸幕府の権力構造』昭和三九、四二頁。藤野保「幕藩体制史の研究」昭和三六、三四～三五頁。

⑭ 静岡県『静岡県史料 第五輯 遠州古文書』（以下『静岡県史料』と略記）昭和四一、八五一頁（中村文書「武田家朱印状」）。若林淳之「前掲論文、四四頁」。

⑮ 原史料は引佐郡引佐町三獄の安間家に所蔵されているが筆者未見。

若林淳之「前掲論文、四四頁、および、所理喜夫「関東転封前後における徳川氏の権力構造について」（『地方史研究』四四、昭和三五）に紹介されたものによる。ただし両者にはかなりの差異があり、本文は若林、傍記の（ ）内は所による。いずれとも合計は符合せず、後考を俟ちたい。ただ、所論文の別表にはこの検地帳の「筆」との名寄集計がなされており、同表には平右方左衛門太郎とは別に、平兵右方近七の屋敷廿四坪が記されている。とすると若林論文の廿四坪右近七と所論文の廿四坪左衛門太郎はそれぞれ別存在していたとも考えられ、これを計算に入れると、所論文の合計一八七坪にかなり近くなる。

⑯ この検地帳は徳川氏による天正一十七年から一八年にかけての三遠駿甲信五か国の領国の総検地にあたり、所理喜夫や北島正元（前掲書一六～一七頁）によって、その好例として紹介されている。所によれば「三人衆の給地ごと」に検地がおこなわれ、五名の屋敷名諸人のう

ち左衛門太郎と屋敷名諸人でない上衛門の兩名が村内の全耕地を分附主として二分している。屋敷名諸人の五名は地頭に対し、夫役をだす公法上の独立農民であった」とされる。（所「前掲論文、二五～二七頁」。また、若林はこの史料について「郡田・井伊谷・瀬戸に分れ住み、所領もかなり広範囲に分布していた三人衆が、天正十八年には井伊谷の一角、三獄村に集住するようになった。」と述べているが、この史料は紹介された限りでは、必ずしも三人衆の集住を示しているとはいえない。（若林「前掲論文、四四頁」）

⑰ 若林「前掲論文、四四～四五頁」。

⑱ 『静岡県史料』第五輯、九二七～九二八頁。

⑲ 『新訂寛政重修諸家譜 第十三』三八四～三八五頁。なお、近藤秀用が元和六年に大名格を失なつて以後の加増や死後の分知についても、文化年間に旗本小田彰信によって編纂された『恩榮録』『廃絶録』、明治二四年に清田黙によって編纂された『徳川加除封録』に記載されている。両書の校訂をした藤野保（昭和四五、四七年）は、秀用はすでに大名格を失なつていたのであるから、両書の記載は誤謬不適切であるとしている。ただ、徳川時代においても、秀用が死ぬまで大名であったような認識がおこなわれていたのは、後述の諸事実と照合して、興味深い。

⑳ 気賀、佐藤家文書による。

㉑ 『新訂寛政重修諸家譜 卷十三』三八六～三八七頁。

㉒ この朱印状は国立国文学研究資料館付置史料館（以下「史料館」と略称）所蔵の気賀宿中村家文書（以下「史料館文書」と記す）のはこの「気賀宿文書」をさす）にあり、知行地の内わけは気賀村二二七・四石余、長上郡小松村一〇七・五石余、小林村一九〇・五石余、本村一九・二石余、龜玉郡新原村八四・七石余、気賀村新田三〇八・一石余となっている。なお元禄五（一〇）年の短期間に存在した分家采女

(用清) 家への分知五〇〇石は敷知郡都筑村三七二石余、同神田村七二石余、豊田郡柴本村五五石余(相給)にその他各村の新田一三四石余が付加された。(史料館蔵気賀宿文書「御知行所村付之寛」元禄一〇年)

②③ 『新訂寛政重修諸家譜 第十三』三八八・三八九頁。

②④ 同前 三九〇頁。ただし同書では引佐郡のうちでは分知されていないが、陣屋所在地大谷村は引佐郡である。

②⑤ 同前 三九二頁。

②⑥ 同前 三九四頁。知行地は他に豊田郡雲岩寺村に七四石余存在した。

二 井伊谷本高と五近藤家領

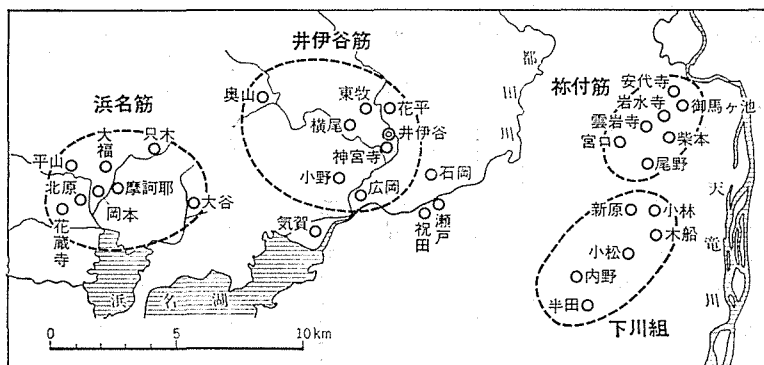
1 本高の分解

前章において五近藤家創出の過程を述べたが、ここでは具体的な所領配置について考察する。史料館蔵の「題不明諸寛書」中の「本高一万五千石分写、井伊谷并浜名筋被下候分」(寛永八年近藤石見)と記されたものの写)によれば、近藤家本高として、五七か村が示されている(第三図参照)①。寛永八年とは近藤秀用の旧領が分解した年であり、しかもこの一・五万石には秀用の井伊谷転封以前に分知され、秀用とともにこの地方に入ってきた二男用可の気賀近藤家の知行地五千石も含有されて、本高とされていることは注目に値し、近藤家領全体で本高とする一体感があった。この本高は五近藤家に分解後も意識され、しばしば史料にもみえている。その好例として、気賀宿の助郷圏と旧近藤家領本高の整合があるが、これについては第七章に述べることにする。本高(元和六年の金指近藤家第一次分知分を除く)は地域的に瀬付筋・下川くみ・浜名筋・井伊谷筋、それに単立的な気賀と瀬戸・祝田・石岡にわけられ、近藤秀用はごく短期間の小大名、さらに大身の旗本ながら、かなり一円的な領地支配をおこない、領内を筋という地域ブロックに区分していたことが看知される(第二

②⑦ 若林淳之 前掲論文、四八頁。

②⑧ 佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』昭和三九、三六六頁。

②⑨ 以上の旗本五近藤家創出の過程について、若林は前掲論文において、「寛政家譜」よりも、引佐郡引佐町井伊谷の中井家文書にある「近藤家家譜」や『静岡県引佐郡誌』(大正一一)に依拠して叙述し、当稿とは必ずしも一致していない。「寛政家譜」も注②⑤②⑥などにみるように、他の史料と照合して正確とはいえないが、その経緯の考証が当稿の直接の目的ではないので、ここでは「寛政家譜」にしたがっておく。

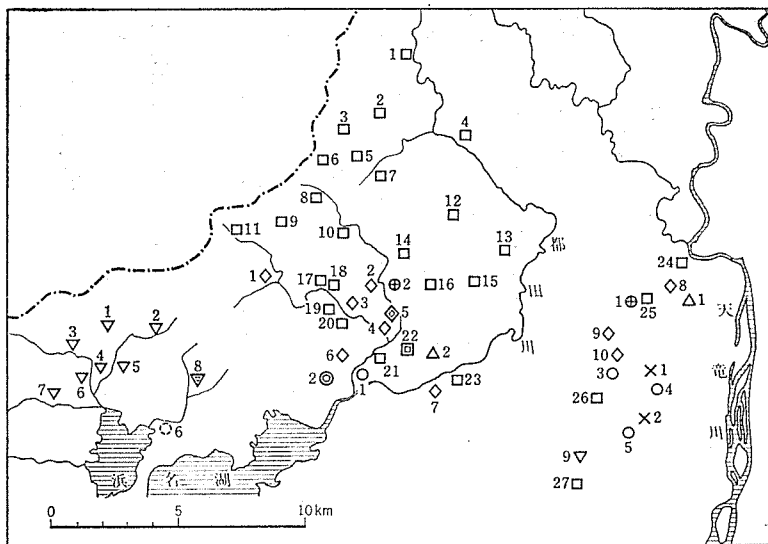


第2図 近藤家本高の行政地域（元和6年の金指近藤家第一次分知3140石分を除く）

図参照。

これらの本高一・五万石の各村が、どのように五近藤家領に分知されたかは、第三図に示されている。ただし本高のなかに記されている長上郡木船・貴布禰・小林両村は、五近藤家のいずれの知行地にも属さず、寛永二年（一六二五）に青山伯耆守領となった。^② 青山伯耆守忠俊は徳川家の功臣として武州岩槻の城主に累進したが、元和六年（一六二〇）に不興を蒙り、減転封のうえ蟄居を命ぜられ、寛永二年に命により遠江国小林村に退居し、千石の地を扶助されたという「寛政家譜」の記事とこの事実は符合する。^③ そして木船・小林両村の石高三七一石にほぼみあう替地として、敷知郡都筑村三七二石余が翌三年に気賀近藤家領として給された。都筑村は街道沿いに気賀に西接し、三ヶ日との間を埋める要地である。小林村を青山氏謫居の地として宛行う方針が先か、それとも都筑村を気賀関の西の延長として、近藤家にかためさす方針が先であったのかはわからないが、この本高の一部交換には、かなり政治的な意図が察知される。^④

木船・小林両村以外の本高はすべて、五近藤家領となったのであるが、それを概観すると、金指近藤家は金指のほか三遠国境付近の山間部を中心とし、井伊谷近藤家は父祖の本拠地井伊谷を核として、山間部では名刹方広寺のある奥山、平地部では要地祝田を領し、気賀近藤家は後に詳述する気賀を中心とし、天龍川筋にも知行地をもち、さらに大谷近藤家は現在の三ヶ日町域と天龍川筋の二か所に分離していた。



第3図 近藤家本高の旗本5家への分知解体

凡 例

□ 金指近藤家領

- 1 波 川
- 2 別 所
- 3 田 沢
- 4 久留米木
- 5 梅 平
- 6 的 場
- 7 四 方
- 8 黒 田
- 9 谷 沢
- 10 伊 平
- 11 狩 宿
- 12 川 名
- 13 滝 沢
- 14 兎 荷
- 15 鷺 沢
- 16 三 嶽
- 17 田 畑
- 18 白 岩
- 19 栃 窪
- 20 黒 淵
- 21 五日市場
- 22 金 指
- 23 瀬 戸
- 24 安 泰
- 25 岩 水
- 26 平 口
- 27 半 田

○ 気賀近藤家領

- 1 広 岡
- 2 気 賀
- 3 新 原
- 4 道 本
- 5 小 松
- 6 都 筑

▽ 大谷近藤家領

- 1 大 福
- 2 只 木
- 3 平 山
- 4 岡 本
- 5 摩 訶
- 6 北 原
- 7 花 蔵
- 8 大 谷
- 9 内 野

◇ 井伊谷近藤家領

- 1 奥 山
- 2 東 牧
- 3 横 尾
- 4 神 宮
- 5 井 伊
- 6 小 野
- 7 祝 田
- 8 御 馬
- 9 宮 口
- 10 尾 野

⊕ 花 岡

- 1 雲 岩
- 2 花 平

△ 相 給

- 1 柴 本

(金指, 気賀)
(井伊谷, 大谷)

- 2 石 岡

(金指, 花岡)

× 近藤家本領のうち、旗
本5家以外の領地

- 1 小 林
- 2 木 船

注 ○6都筑村は近藤家本
領ではないが、×と交換
に気賀近藤家領となった

このように分属した事情について、史料的には明示しえないが、まず秀用の井伊谷転封以前に独立した家をたてていた用可が、この頃創設された気賀関^⑤を警固するため、交替寄合の特権をもって、父秀用に呼応して気賀周辺に領地を得、やがてその西部、敷知郡三ヶ日周辺を庶兄大谷近藤家に分知したと考えられる。

ついで本高の三一四〇石余を元和六年（一六二〇）に分知された金指近藤家については、『引佐郡誌』所収の寛永二年（一六二五）七月廿七日の「朱印領地証」によっても、金指・五日市場両村と井伊谷の奥の山間部二〇か村、それに長上郡平口村の計二三か村三一四八石、ほかに新田八五石余とあり、石高が符合する。^⑥つまり気賀関の背後の要地で、三河から信州へ抜ける道の起点にあたる金指に気賀関の出番所が設けられたのに対応して、元和六年の金指近藤家の第一次分知には、金指と奥三河に近い山間部があてがわれたことは充分察知できる。^⑦次の寛永八年（一六三二）の秀用の遺領分知の際における金指近藤家の二二二〇石は、遠州においては引佐郡瀬戸・石岡、豊田郡岩水寺・安泰寺、長上郡半田などの諸村がわけられ、^⑧分知の過半は相模国でなされたと思われる。

そして残った井伊谷近藤家は父祖の本拠地井伊谷を中心に知行地が配置されたのである。このように、旧井伊谷領本高一・五万石は、関所の警固とも関連して、気賀（のちに大谷近藤家が分出）・金指・井伊谷の旗本三近藤家にほぼ三分されたのである。なお、一円的に本領としてまとまっていた浜名湖北部と離れて、天竜川右岸にも領地があり、ここは五家すべてに按分して分知された。

2 相給村の事情

こうした五近藤家への分解に際しては原則として一村一領主が貫かれた。ただ例外的に相給村も存在し、長上郡柴本村（現浜北市）はその顕著な事例である。この村は先述した史料館蔵「本高一万五千石分写」（寛永八年）には四九七石余と記され、そのうえに二三五石余登之助様分（金指近藤家）、八四石余縫殿助様分（気賀近藤家）、一七五石余五左衛門様分（大谷近藤家）、二石余彦九郎様分（井伊谷近藤家）と貼紙され、五近藤家のうち、主要な四家の相給村であった。さらに元禄五年

(二六九二)には先述したように、氣賀近藤家の分家采女家に五五石余が分けられ、短期間ではあるが近藤五家の相給村となった。

これについては、元禄一〇年の氣賀近藤家の「御知行所村付之覺」(史料館文書)には、「二十九石二斗一升五合柴本村、但是ハ古高八十四石七斗九升七合之内也、然而五十五石二斗八升二合采女様御分地ニ有之候、外ニ高三十二石九斗五升一合四勺 同村新田、是ハ高分ケ不仕、采女様分も同然、右柴本村之儀、近藤登助様、近藤備中守様、殿様、采女様御入合之御知行ニ有之候」とあり、二石余の井伊谷近藤家は零細すぎるためか記されていない。そして約三三石の新田は氣賀近藤家と分離せず、実質的に采女家領とされたところから、新田分については領主への帰属が必ずしもはつきりしていなかったとも推定される。その後まもなく先述したように近藤采女家領は絶家のため土地されて天領となったが、この天領分も後述する地震災の替地として、天明四年(一七八四)〜弘化元年(一八四四)の間、氣賀近藤家領となった。維新時には村高六七七石余のうち、金指近藤家領三〇九石余、内野(旧大谷)近藤家領二四二石余、氣賀近藤家領四九石余、井伊谷近藤家領二石余、天領七五石余と井伊谷近藤家領以外の石高は増加しているが、相給の状況は変わっていない。⑨ それでは何故、柴本村がこのような相給村に選定されたのか、単なる端数調整の意味以上の理由があるのかどうかについては、現在のところ不明であり、史料館文書の「柴本村高之儀云々」(年代不詳)にも「其節分知之訳不知」とある。また相給の実態について、若林淳之が県下各地で論証したように、村絵図と検地帳類を参照して論及すべきであるが、いまだ発見しえず、後日を期したい。

そのほかの近藤家に関する相給村に引佐郡石岡村(寛永八年において一六一石余のうち、五〇石余が金指近藤家領、一一一石余が石岡近藤家領)があるが、これは石岡(花平)近藤家分知の際の端数処理的な意味であろう。また敷知郡都筑村は先述したように、旧井伊谷領本高に属さず、寛永三年(一六二六)に近藤家領となったが、これも一時相給村であった。史料館文書(年代不詳)によれば、

都筑村高寛

一、高三百七拾貳石余 津々木村是寛永三寅年中に御代官米倉平太夫殿が近藤石見守様御知行に成

右高之内 同年御分知

石見守様江 高百六拾石余

縫殿助様江 高貳百石程

五左衛門様江 高拾貳石程

右三通御分知被成候所ニ其後七八年も過候而縫殿助様江御一所ニ御知行被成候由、(後略)

とあり、いったんは井伊谷・氣賀・大谷の三近藤家に相給分知されていたものが、ほどなく氣賀近藤家にまとめられたことが理解される。これは先述したように関所の警備とも関連があるうが、原則として相給を避け、近藤家に関しては、一村一領主にしようとした配慮がうかがわれる。またこの史料により寛永三年にいったんは全部近藤石見守(井伊谷近藤家)の知行となって、ただちに三家に分給されたことがわかり、この点からも全体としての「近藤家本高」にくみこまれたという意図が察知される。

このようにして成立した旗本五近藤家は、石高の少ない石岡近藤家を除けば、遠州に陣屋を構え、在地性の強い一円領主的性格を有し、かつ所領が比較的に安定していた。このことは、さきに筆者が畿内の旗本領の性格について論じたこととも関連して興味深い。^⑫

3 宝永震災による替地と陣屋位置の変更

しかし、所領の安定性も天災の前には崩れざるをえなかった。すなわち、宝永四年(一七〇七)一〇月四日の遠州沖の大地震は、わが国の震災史上、屈指の広汎な被害を及ぼしたといわれるが、氣賀一帯の潮害も激甚であった。宝永五年三月に氣賀村庄屋より「御地頭様以御添辭江戸御奉行所」へ宛てた文書^⑬によると、

「氣賀村之義惣高二千六百石余御座候処、去年十月四日大地震大津浪ニ而、田地千七百石余、荒地罷成候に、今塩引不申候、引き候節義、田地わりさげ式尺、水下に成候故、只今之通りニ而は永々荒地ニ茂相成候、百姓住居難仕、飢死より外ハ無是候（下略）」とあり、その惨状は極まっていた。

氣賀近藤家の当主は用清であったが、替地を賜わり、氣賀村は天領として復興を幕府に委ねることを老中に願ひ出た。

幕閣では慎重審議の結果、宝永六年に「御関所相勤候ニ付」という特別の事情を考慮して、「遠州引佐郡氣賀村地震高汐ニ而損亡候、御関所相勤候ニ付、式千六百五拾石之所、村替被仰付候、氣賀村堤普請出来、田地被立候ハ者、如元返可被申候」として、敷知郡都筑村、豊田郡一色村・富田村・七藏新田・草崎村・篠原村・向笠竹ノ内村・合代島村・上野部村・上新屋村、三河国八名郡吉川村を石高のみあう代替地として給された^④。

その後、享保十一年（一七二六）には復旧がいくらか進み、氣賀のうち一三七〇石余が還され、吉川・都筑・上新屋・上野辺（一部）の各村が代知として残された。ただし、この場合でも「其以後汐除御普請再度被仰付候得共、今以損亡之場所発返不申候付差扣罷有候得共、御関所要害之地ニ御座候者、村方江無抛用事之節、知行所ニ無之候而者、手支之儀無寛束御座候間、先年之通御返シ被下候様仕度候」とあり、復旧不十分で無理ではあるが、関所管理の立場上、氣賀を知行地として保持せねば困る事情が示されている。つまり替地の特典が認められたのも、逆に無理してでも氣賀に領地を保持する必要があったのも、ともに氣賀近藤家の氣賀関管理という要務にかかわってきているのである^⑤。

ついで「寛政家譜」には一代おいた用随の時に、「延享四年九月七日、先に用清に還したまはりし氣賀の廢田千二百八十石余の地を御料所となされ、用随にあづけらる」とあるが、これは誤りで未還付の氣賀の荒地を天領のまま、近藤家の預地とされたのである。さらに明和九年（一七七二）六月、氣賀の起返分三〇〇石を還付、そのため都筑・上野辺両村は上地、次の用和の代、天明四年（一七八四）一月に氣賀五〇〇石を還付の代りに、三河国八名郡吉川村九〇〇石を上地、その差として城東郡土橋村、豊田郡大谷村・柴本村の内にて約四〇〇石を賜知、さらに弘化元年（一八四四）に、氣賀の亡所の

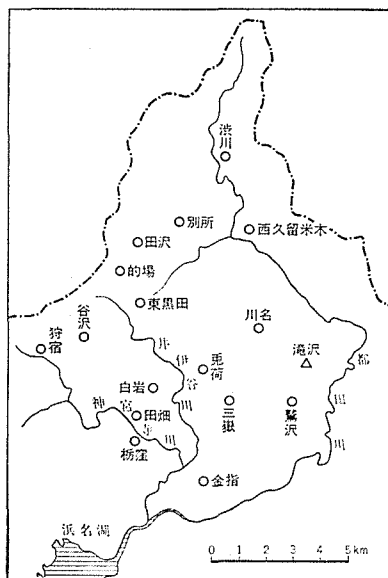
残余五一六石を還付され、替地はすべて上地、震災後約一四〇年を経た幕末にようやく復興還付が完了した。^⑩このように復興まで気賀が天領となっている間においても、陣屋と関守は近藤氏のままであり、気賀の領主は近藤氏であるという意識は強かった。

また大谷近藤家の陣屋は天保一〇年（一八三九）に長上郡内野村に陣屋を移し、内野近藤家となった。内野村は天龍川の西岸、三方原の北東部に位置し、いまま陣屋跡が遺っているが、ここは近世後期より米商人として財をなした横田茂兵衛の本拠であった。横田氏については、明治以後に没落し、史料が滅失してつまびらかにしないが、天保一五年の金指近藤家の「陣屋日誌」^⑪によれば、天明・寛政の頃、金指近藤家に対して三百兩の貸付をおこない、それが完済不能になったため扶持を給されたり、年貢米の入札に参加して特別の処遇をうけたりしており、このあたりの諸領主財政に浸透していた。こうした実力を背景に、それまでは中世以来の土着の土を採用してきた大谷近藤家の代官に、横田氏が登用されるようになり、ついには陣屋位置を牽引するまでにいたった。^⑫

4 所領と村落生活

以上のような近藤五家による支配の相違が、現実の村落生活にどのような影響を与えていたかは、興味ある課題ではあるが、史的にはもとより、聴きとりによっても、適切な事例はほとんどひきだしえなかった。

ただ金指近藤家の領地には、六所神社（近世には六所大明神と称されていた社が多い）が多く祀られていることが指摘しうる。六所神社の祭神は底津綿津見命・中津綿津見命・上津綿津見命・底筒男之命・中筒男之命・上筒男之命とする神社が多く、ほとんどが山間部に鎮座するのに海神が祀られているのは、金指近藤家が海神を信仰したためといわれている。事実、先述した元和六年に第一次に分知された金指近藤家領二三か村のうち、長上郡平口村を除けば、六所神社が現在祀られていないのは五日市場・伊平・四方浄土・梅平・黒淵の五か村にすぎず、いっぽう旧引佐郡に数多い六所神社はすべて金指近藤家の旧領に鎮座している。^⑬たしかによく符合しており、金指近藤家が旧来の小さい産土の祠を六所明神に編成したこと



第4図 引佐郡における六所神社の分布
(△は四所神社)

は充分考えられるが、現実の村落生活ないし村民意識のうえにおいて、どのように反映していたかについては明きらかでない。

もうひとつ金指近藤家知行地と村落との関係を示す事例として、井伊谷の四村がある。四村とは井伊谷から奥山にいたる間の柗窪・田畑・黒淵・白岩の四集落(藩政村)の総称で、いずれも金指近藤家の知行地であったが、四村落にかまれた形ですぐ近接している横尾は、井伊谷近藤家の知行地であったため四村には含まれなかったという。なおこれら四村に横尾を加えた五か村は明治初期の区制下には同一会所、三新法体制から官撰戸長制下までは同一戸長役場の管下に属し(役場所所在地は横尾)、町村制施行に際しては、横尾・白岩は井伊谷村、他は奥山村に所属するようになった。学校も明治六年に五か村が伊平学校白岩分校の校区になってより、明治三二年まで同一の通学区に属し、地域的なまとまりは強かった。このように、本来井伊谷―奥山間の金指近藤家の領地の総称である四村は、明治以後においては近接する井伊谷近藤家領の横尾をも含めた地域の通称となつて、役場・学校を共通にし、町村制後、行政村として分離したもの、なお伝統的な地域名称として今日も用いられているのである。

さらに別の例を示せば、旧中川村祝田の地先、都田川の橋梁のふもとに顕彰碑がある。磨滅した箇所が多く判読しがたいが、大意を聴くと、都田川樋を主な灌漑源とする祝田村において、より効率的な灌漑をおこなうため、橋の上流の刑部村との境界付近に樋門を遷そうと図った。しかし刑部村は浜松藩領であったのに対し、祝田村は井伊谷近藤家領のため軽んぜられ、着工までに横槍が入り、ようやく

完成した苦勞が記されているといわれる。藩領と旗本領という力関係が、灌漑水路の改修という農村生活の根幹ともいべき土木事業の進展に大きな影響を及ぼしていることが知られる。

以上、遠江国引佐郡の近世において、一円領主的な同族による旗本五家の知行地の展開を考察してきたが、つぎに、湖岸に臨む気賀をとりあげて、中世以来の伝統的領域である郷荘と旗本領との関連を具体的に述べることにする。

① なお、やはり史料館文書の「本高之覚」という別の写本は、村名の記載様式などから、より古い原本にもつくものと思われるが、これには後の金指近藤家の領地となった金指村以下の約三千石が記されていない。このことはこの史料が元和六年（一六二〇）に金指近藤家を分知したため、近藤秀用が大名の地位を失なった直後の史料と推察される。（第二図参照）

② 史料館文書「小林村木船村両所村高古来之覚」。

③ 『新訂寛政重修諸家譜 第十二』八六～八八頁。

④ 都筑村はその後、元禄五年（一六九二）に先述した近藤采女家に分知された後、収公、さらに後述する震災後の替地として気賀近藤氏に一時給せられるなど、近藤家領と天領の間を往來した。

⑤ 気賀関の創設年代については諸説がある。大山敷太郎は元和五年（一六一九）とし、（大山『近世交通経済史論』、史料館の「遠州気賀宿文書解説」には元和二年（一六一六）とし、地元の史料には慶長一七年（一六二二）（小野白井家文書）や慶長六年（一六〇二）（気賀清水斎藤家文書）にもとめているものもある。細江町史料調査会『姫街道と気賀宿』、双川喜文『東海道の関所』（『日本歴史』二九五、昭和四七）。

⑥ 引佐郡教育会編『静岡県引佐郡誌』（以下『郡誌』と略記）下巻、大正一一、一一～一二頁。なお、注①に記した年代不詳（元和期と推定）の「本高之覚」（史料館蔵）にも金指・五日市場兩村と井伊谷筋

の山間部約三千石は記されていない。

⑦ 金指出番所の監督権は気賀関の一環として気賀近藤家もっていたが、実際上の番は金指近藤家からだしていた。（引佐町教育委員会『引佐町史料』第二集、昭和四七、所収の「金指陣屋日誌」―金指、平井勇次氏所蔵）

⑧ 史料館文書「遠江国高村帳」元禄一五。

⑨ 浜北市教育委員会編『浜北市史資料』第一巻、昭和四七、巻頭折込の表。

⑩ 若林淳之「旗本領の構造―その相給形態を中心に―」（『史林』五二―四、昭和四四）。

⑪ 史料館文書「本高一万五千石分写」寛永八。

⑫ 山澄元「畿内における旗本知行地の分布と性格」（『人文地理』二三―一、昭和四六）。

⑬ 気賀下区名倉祐太郎氏蔵の写による。

⑭ ただし気賀村の二六五四石余（三三石の海高・川高、七・五石の霞野高を含む）は古高であり、他に五〇七石余のその後の打出高、四六九石余の新田、一五五石余の霞野新田を加え、実質は三七八七石余が替えられた。

⑮ 史料館文書「宝永六年丑年御代官窪島市郎兵衛様江気賀村当分御村替二付、於江戸書状取為替之事」、「享保十二年御旧領御引渡之節書付之写」。

⑬ 『新訂寛政重修諸家譜 第十三』三九〇頁。

⑭ 同前、および『郡誌』上巻、四三七〜四三九頁。

⑮ 当章註の参照。なお若林淳之 前掲論文、五五〜五七頁にも紹介されている。

⑯ 若林淳之 前掲論文、五五頁。

⑰ ただし黒淵は出村のため、伝統的な藩政村とはいえない。

⑱ 『郡誌』上巻、一七二〜二一一頁。なお陣屋所在地の金指において、現在の鎮守は野原神社であるが、明治七年の合祀までは、字寺前に約一町を隔てて二か所に東の宮・西の宮があり、一社は六所神社であった。

⑲ ただし、明治期に引佐郡に編入された旧龜玉郡の三宅郷―明治町村

三 氣賀荘と氣賀七か村

1 伊福郷と氣賀荘

浜名湖北部の内湖、引佐細江にのぞむ氣賀村は、近世において氣賀近藤家の陣屋所在地であり、本坂越（姫街道）の関所と宿場が設けられた要地であった。村高をみると、寛永八年（一六三二）には本高二一三九石余、新田九三石余、元禄一〇年（一六九七）には古田二六五四石余、新田一〇七七石余、宝永地震後の享保一二年（一七二七）には本高三四三三石余、新田高六二六石余、他に若干の改出高、海川高（三三石）、葭野高（七・五石）を加えて惣高四〇九四石余となっている。ただしこのなかには宝永地震による海成荒地三八七石余が含まれており、さらに明和六年（一七六九）に一二五石余の新川成がひかれ、維新当時には本新高合計三六〇三石の高であった。戸口をみると、享和三年（一八〇三）には六六三軒、二六六二人、維新当時には八四六軒、三七八九人の大村であった。

この氣賀一円は律令制下の伊福郷にあたるとされ、吉田東伍『大日本地名辞書』には、「伊福郷 今氣賀町なりと云ふ。

制下の引佐郡龜玉村には、六所神社が旧郷社をはじめ四社祀られているが、ここは金指近藤家とは関係がない。また金指近藤家の知行地である五日市場村には若宮八幡社があり、この社は同家の祈願所であり、頻繁に代拝がなされているが、これは六所神社ではない。（当章註⑦および『郡誌』上巻、五七三頁）

⑳ もっとも現在では四村の伝統的な解釈はうすれ、横尾を含んだ五集落のあたりを漠然と四村とよび、バス停「四村」も横尾にある。

㉑ 『郡誌』下巻、一六四頁。「明治初期」というのは、制度史的にも極めて正確な表現であるが、しばらく『郡誌』のまま記載しておく。

㉒ 同前、一九四〜一九五頁。

引佐細江の北岸とす、風土記伝云、伊福郷は後の蹴川村にして、今気賀に作る」と簡単に記されている。しかし邨岡良弼『大日本地理志料』には、先述した(第一章注⑤)式内社大熊神社と関連づけて、伊福郷を井伊谷の奥の山間部、鶯沢・広沢・三嶽・川名の諸邑にあて、気賀周辺は和名抄にない引佐郷を比定している。^⑦この伊福郷という称呼は、近世においては古くからの由緒を尊ぶ神社の記録文書に散見されたり、古代の郷に準拠して編述された『遠江国風土記伝』の骨組みとなっている程度で、ほとんど日常的には用いられず、邨岡の異説もあるようにすでにわからなくなっていた。

むしろ近世において普遍的に用いられたのは気賀荘である。荘園としての気賀荘は、東寺文書の安貞二年(一二二八)にみえて、七条院領であったことが理解される。^⑧地元にくる最古の用例としては、気賀呉石にある嘉元三年(一二三〇)に铸造された長楽寺鐘銘の「遠江国引佐郡気賀荘」があげられる。^⑨荘園としての気賀荘の研究は乏しく、また当稿の直接の目的ではないので省略するが、地域名称としての気賀荘は近世をつうじて用いられ、その下に構成村(後述)が示され、各構成村が中世末期には村としての体制をととのえていたことがわかる。

例えば気賀呉石の知足院の鎮守若守の棟札(文禄二年—一五九三)に「伊那佐気賀荘呉石村」^⑩、細江神社現存の最古の棟札(天文年間)に「遠州伊那佐郡気賀荘上村内祇園牛頭天王」とあり、近世になっても「遠州気賀庄伊目村寿楽寺御朱印御墨印之事」「遠州気賀庄下村宝渚寺御朱印御墨印之写」(元文二年—一七三七の写)などの史料館文書の表題がみられ、さらに油田の明暦二年(一六五六)の「御水帳書拔」^⑪には「遠江国引佐郡気賀庄細江郷油田村」と記され、享和三年(一八〇三、推定)の「宿方明細帳」(史料館蔵)には「遠江国引佐郡本坂通気賀庄細江郷気賀町」とある。最後の用例は、ここが町(宿)の関係からか、本坂通(姫街道)という近世的な限定が郡の次に記され、次の気賀庄と細江郷が同格なのか、気賀庄の方がより広域をさすのかは史料的には不明である。ただ気賀東林寺住職木村文雅氏の示教によれば、気賀荘は西方の大谷あたりまでを含み、より広域的な荘名であるという。

2 気賀七か村と気賀町

このように氣賀莊という呼称が、近世にも広く使用されたのは、右の数事例からも類察されるように、藩政村としては氣賀村と大きくまとめられていても、實質的には湖岸をかこんで氣賀七か村、すなわち下・小森・葭本・呉石・上・油田・伊目の諸集落（以下構成村とよぶ）から構成されていたことと関連が深い。これらの構成村は第二表のようにいずれも高を定められており、庄屋も構成村ごとにおかれ、なかには後述する油田のように庄屋の家筋が三家存在したところもあり、一構成村で複数庄屋が同時に存在した例も珍らしくない。さらに老ヶ谷は油田の枝郷として寛永期の開発をつたえる新田であるが、天和三年（一六八三）に正式な検地がなされて、高を定められて、實質的に七か村と同格になり、庄屋もおかれるようになった。^⑫ なお維新当時の各構成村の戸口は第三表のとおりである。

また街道沿いに關所を中核として町場が形成されたが、『静岡県史料』第五卷に中村文書として所収されている史料により、町の成立をめぐる動向が理解される。それによると元禄十二年（一六九九）の国絵図改の時、近藤家老よりの氣賀町は上村の枝郷であるとの主張に対し、町方では、与太夫（本陣中村家）宅の御墨付を証拠に、枝郷でも新田でもなく、対等の本田高であると主張した。その際の御用状を以下に記すと、

一 上村 油田村 伊目村 下村 小森村 吉本村 呉石村 氣賀町 七ヶ村枝郷老ヶ谷
右古来より高分り不申候、仍之高貳千六百五十四石三斗四升 氣賀村と御朱印ニ御座候、然上ハ町之儀本田ニ紛無御座候

一 町七拾貳軒
此屋敷高拾五石八斗六升六合、如此之高辻を以年貢納来申候、別取帳にも右之通高分り御座候、然上ハ本田ニ紛なきと存事ニ候

一 町之儀ハ本坂海道ニ而、駄賃伝馬相勤申候ニ付、地頭役儀相勤申候得共、天役ハ右之通高分り不申候故、七ヶ村ニ而相勤来申候

第2表 気賀構成村の石高（明治2「村明細帳」による。単位石、升未満四捨五入）

村 名	石 高	田	畑	葭野高	川海高	海 成 (宝永)	川 成 (明和)	検 地 年	備 考
上 村 { 本田 新田	535.3 30.2	403.1 25.1	130.9 25.1	1.25		74.3	8.7	明暦2 { 寛文10, 延宝5, 貞享3, 元禄6, 〆15, 宝永4, 宝暦11	他に見取改11回
油田村 { 本田 新田	491.2 21.7	356.1 13.8	110.8 7.8	1.25	23.0	110.0	9.3	明暦2 寛文10	〆 7回
老ヶ谷 { 本田 新田	39.2 49.4	? ?	? ?					天和3 寛文10, 延宝4, 元禄6	〆 1回
伊目村 { 本田 新田	626.4 155.9	529.5 35.3	90.7 130.6	1.25	5.0	19.7	1.3	慶安2, 天保14 寛文10, 貞享3, 元禄12	〆 7回
下 村 { 本田 新田	503.8 109.9	365.5 41.4	132.3 68.5	1.25	5.0	124.7	6.0	承応4 { 寛文10, 貞享3, 元禄6, 〆15 宝永4	〆 18回
小森村 { 本田 新田	196.1 10.3	150.7 5.7	44.8 4.5	0.625		7.8	0.2	承応3 寛文10, 元禄15	〆 10回
呉石村 { 本田 新田	467.1 47.2	361.2 37.3	105.5 9.4	1.25		24.0	2.5	慶安5 元禄10	〆 14回
葭本村 { 本田 新田	208.1 8.7	162.4 3.4	45.1 5.3	0.625		27.7	9.3	明暦元 寛文10, 延宝2, 〆7	〆 13回
七ヶ村 新田	68.2	? ?	? ?			87.8		元禄8	〆 7回
七ヶ村 葭野	15.8	? ?	? ?					〆 11	〆 1回
気賀町 本田	18.2	? ?	? ?					明暦2	{ 〆 1回 屋敷地300坪
計	3603.4					387.7	125.2		

第3表 気賀構成村の戸口（明治2年「村明細帳」による）

	上	町	油田	伊目	老ヶ谷	下	小森	葭本	呉石	計
戸数	97	84	60	124	38	262	40	61	80	846
人口	391	358	299	577	138	1,192	166	298	370	3,789

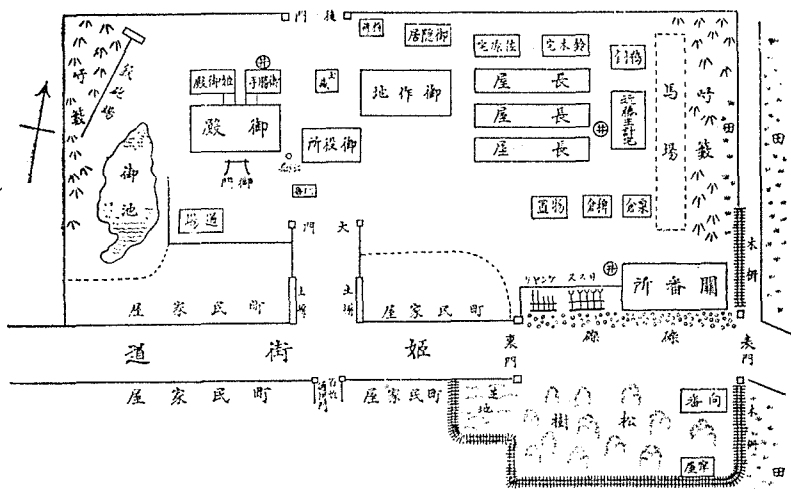
一 天役と申へ御上洛御名代朝鮮流球人來朝之節、今切へ渡船廿三艘、氣賀中へ當り相勤申候、ケ様之役舟当候節も、七ヶ村にて相勤申候、町へ駄賃伝馬役相勤申候故、右之舟役へ町へ宛り不申候^⑬とあり、国絵図作製の担当者である浜松・横須賀兩藩士より、町方の主張を氣賀近藤家老に申しでている。さらに末尾

に「追啓」として、「氣賀中高へ分り不申候、町之高も御朱印ニハ分り不申候、右書付申候町屋敷高へ取帳ニ分り不申候、内証分ケにて御座候、（下略）^⑭」とある。つまりこの史料によれば、氣賀町は七十二軒に対する屋敷高も確定していたとし、氣賀七ヶ村と対等の地位をしめ、駄賃・伝馬役や地頭役も町が勤め、これに対し七ヶ村は天役という要人通行の際の舟役を勤めるべしと主張し、町と七ヶ村全体とが対応するというニュアンスがこめられている。

以上のように、近世初頭より、氣賀町が独立の高をたて、町庄屋も上村庄屋と兼帯のことも多かったがおかれるようになり、こうして藩政村としての氣賀村は「内証分け」されて、実際は七ヶ村に町・老ヶ谷を加え九ヶ村から構成されていた。こうした事情は、藩政村としての終末を迎えた明治二年の近藤家よりの「申送覧」にも、「同村之義大村ニ而候間、古来より右之内、上村、氣賀町、油田村、伊目村、下村、小森村、葭本村、呉石村、老ヶ谷村と都合九ヶ村ニ分郷仕、免定迄相別れ居候得共、元来一ヶ村之義ニ而耕地入合之場所ニ而、境界相分兼候地形ニ而御座候（下略）^⑮」と記されている。

なお、七ヶ村・老ヶ谷・氣賀町のほかに、葭本のわかれと伝えられる岩根、下村の枝村である寸座という二集落があり、現在は独立した区となっているが、近世をつうじて葭本と下に含められ、庄屋もなく、高分けもされなかった。ただし寸座は宗門人別は別帳としており、やや独立した扱かいをうけていた^⑯。

3 町場の形成



第5図 気賀岡と近藤家陣屋（『引佐郡誌』より）

こうして姫街道に街村状にならび、本陣を構え、東入口を開でかめた気賀町の形成については、『静岡県史料』所収の中村文書でかなり跡づけられる。すなわち、天正一五年（一五八七）の頃、本多作左衛門により中村与太夫が吉村新町（宿）の代官を申しつけられ、市目の升取役や吉村湊出入の舟役、吉村郷荒地の開発認許など広汎な権限を付与された。この頃には気賀のあたりを吉村と称し、新町（宿）がたてられたことがわかる。^⑦

天正一八年、堀尾帯刀支配の頃より、気賀の名があらわれ、「気賀村市ば之与太夫」という宛名もあるが、まだ正式に町とはよばれていなかった。^⑧それが慶長六年（一六〇二）、彦坂小刑部支配の時、「気賀町諸役等、直ニ申付候之間、村々より申分有間敷者也」との手形がだされ、町として村々とは異質の地区であることが定立した。^⑨それとともに上町市一三人・中市一三人・下町市一五人と三つに市割され、市日に他郷より来る者の商売をも保護せしめるよう布令が達せられ、繁栄に向かっていった。^⑩

ところが慶長一〇年二月、大火により烏有に帰したが、中村与太夫を中心に復興が急がれ、同一五年には町場は本町と仮屋町とにわけられ、伝馬についても下廿日は本町、上十日は仮屋町の担当と定められた。^⑪仮屋町については、後述するように氏神牛頭天王（現細江神社）を

仮に安置したところで、慶長年間に町名(氣賀)を立てて市街とした旨、「細江神社由緒」に記されている。^② 本町と仮屋町の区分は不明であるが、第六図の古地図にも「仮屋」が町の東側に描かれ、町の東側約三分の一を仮屋町、西側を本町としたとも推察される。

近藤家領となつてから元和九年(一六三三)の「遠州引佐之郡氣賀町繩打屋敷水帳」(史料館文書)には「町屋敷分」として七四軒・七六筆のほかに、御番屋敷一畝一二歩が書きあげられ、計一町八反四畝一三步、分米一八石四斗五升余とあり、明暦検地により定立された町高は、事実上、この時に定められた。^③ その後の記録をたどると、氣賀の両町(本町と仮屋町)の間に、寛永八年(一六三二)に伝馬役をめぐつて紛争が生じたため、七か村庄屋が仲裁に入り、日による伝馬役分担をやめ、本町と仮屋町との扱い比率をつねに二対一にすることで落着いた。^④ この仲裁に入った七か村庄屋の名をみると、さきの氣賀七か村のうち、伊目がみあたらず實際は六か村である。つまり七か村というのは実際の村数とは限定されず、氣賀町に対する村の総称として用いられたことが理解される。

なお町の寛永期以後の推移に関しては、関所や宿の問題とも関連づけて、第七章で論じる。

- ① 史料館文書「本高一万五千石分亨」。
- ② 同 「御知行所村付之覚」。
- ③ 同 「御知行所村々高帳」。
- ④ 氣賀 東林寺住職 木村文雅氏蔵「明治二年村明細帳」。
- ⑤ 史料館文書「宿方明細書上帳」。
- ⑥ 注④参照。
- ⑦ 吉田東伍『大日本地名辞書』、明治三五(増補版昭和四六)第五卷、八七六頁。 柳岡良弼『大日本地理志料』、明治三六(複製版昭和四一、上巻)、一五四頁。
- ⑧ 清水正健『莊園史料』下巻、昭和四六(複製版)、一三五九頁。「東寺文書曰、修明門院御所莊々等、遠江國氣賀莊、安貞二年八月五日、
- ⑨ 七条院、すめいもん。
- ⑩ 『郡誌』上巻、四八六頁。
- ⑪ 同前、五〇七頁。
- ⑫ 油田 斎藤優氏蔵。
- ⑬ 注④参照。
- ⑭ 『静岡県史料』第五輯、八八五〜八八七頁。
- ⑮ 同前、八八七頁。
- ⑯ 氣賀町役場旧蔵「氣賀申送覚」明治二。
- ⑰ 同前。
- ⑱ 『静岡県史料』第五輯、八五一〜八五三頁、本多重次の手形三通。なお同書の「吉村」の脚注に「今氣賀町大字氣賀に葺本あり、吉村此

辺一円をさし、天正十五年頃までかく言ひ、天正十八年頃より氣賀と言ふ」とあるが、根拠不詳。のちに享保年間、碓役の由来について、駿府代官より尋ねられたとき、町問屋与太夫はこの本多作左衛門の墨付を引用し、「右御墨付ニ吉村と御座ハ只今之氣賀村ノ儀ニ而御座候」と答えている。『静岡県史料』第五輯 八八頁。なお碓役は幕末まで与太夫の特権となり、同人が運上をとりまとめて領主に納め、その見返りとして一割が筆墨料の名目で与太夫に還付された。(注^⑮参照)。

⑮ 同前、八五四～八五六頁、落合助右衛門祐斎運署手形。

⑯ 同前、八六三頁、小嶺藤右衛門手形。

⑰ 同前、八六四～八六六頁、野末理兵衛市割手形。

四 入会と新田

1 三方原入会

前章で述べたように氣賀は、近世において行政的には氣賀村として三六〇〇～四〇〇〇石の大村として画定されながらも、その下に内証わけながら高分けされ、庄屋もおかれていた七か村(実際は町と老ヶ谷を加え九か村)から構成されていたことが大きな特色である。しかも時には町に対する村々(七か村)という形であらわれているのは注目してよい。氣賀荘という総称が近世をつうじて広く用いられたのも藩政村を荘、その構成村を村と区別するためであろう。こういう複合的藩政村とでもよぶべき村落構造の形成要件を以下に具体的な史料に即して解明したい。

まずこのあたりの村々にとり、入会の秣場として重要な地位をしめていた三方原をとりあげる。洪積台地のため近世まで原野のまま残され、元龜三年(一五七二)、徳川・武田両軍の合戦場として有名な三方原は、広大な秣場として周辺諸村に利用されてきた^⑱。この原野は「曳馬拾遺」には「此原は浜松より一里ばかり乾の方にあり、和地村、祝田村、都田村三

⑱ 同前、八七六～八七八頁、伝馬駄賃提書。

⑲ 『郡誌』上巻、四七五頁。

⑳ この水帳の一筆ごとの屋敷地面積は、一畝未満八軒、一～二畝二五軒、二～三畝二六軒、三～四畝九軒、四～五畝六軒、五～六畝六～七畝、七～八畝各一軒となり、一～三畝が圧倒的に多い。なお同帳の三四～三六筆目の三戸は正保二年(一六四五)に関所の番所屋敷とそれに付随する道となったことが付箋されており、この時期に番所が拡大されたことがわかる。

㉑ 『静岡県史料』第五輯、八七八～八八〇頁、吉本村役人外五ヶ村役人連署手形。

村草かり所なるをもつて、みかたが原といふと、されども今は百八さとの草かり場となれり（下略）^②、「遠江国風土記伝」には、「引馬野、古の時和地、祝田、都田三村の秣場、故曰、三方原、元和九年有官政、以来為百八村の秣場（下略）^③」と記されている。近世をつうじてしばしば入会相論が発生したが、その裁断の原点ともいうべきものは「風土記伝」にも載せられている元和九年（一六二三）の裁定である。以下に記すと、

三方原中草之亘

寛	うふみ	人見	おさかべ	有玉	伊馬
山崎	いざち	ほう田	半田	おかへ	
大久保	さはま	セと	しま村	入野	
かみかや	和地	都田	中沢	西かもへ	
たかつか	けか	ミヤ口	片馬		

此外中郡中

一ミかた原中草之亘、相国様被仰出候ことく、入込たるべき事

一従前ニ有来候林並新林之儀、下草に入こみたるべし、但枝をおろし木葉をかき候ものは札銭を可出事

一草野之事、四壁のきはより三町、田畠のきは一町、内ハ入込可為停止之事

付 原中ニ新田仕立候におゐては其際まで入こみたる事

元和九年九月朔日 大炊（以下七名連署）

とある。これは三方原の地元村である和地・都田・祝田三村が野米二七石の負担への対応策として、入会村に対して山札を發し札米を徴収しようとしたため生じた紛争の裁定であるが、これにより当時の入会村の範囲を知り得る。この二五か村（文書には二四か村）を入会根郷ともよび、三方原周辺はもとより、浜名湖東岸諸村に及んでいた。なお、「此外中郡中」

の中郡とは、天龍川縁辺諸村の当時の総称であり、^⑤「遠江国風土記伝」にいう一〇八か村とはこの中郡を含んだ村数とも推察される。

その際、気賀は根郷の一に属し、大きい藩政村「気賀荘がその単位とされ、正徳三年（一七一三）の「気賀町差出帳」（史料館文書）にも「秣新気賀中入会惣而海河共ニ用事相調申候」と記され、入会が気賀荘全体にかかわっていたことを示している。

史料に残る気賀の関与した次の入会相論は、慶安三年（一六五〇）に、刑部村百姓が一味を組み、気賀村の権利に属する松林を多量に伐木侵掠したとして、気賀村の百姓中が訴えてた事件である。その訴状によると、「三方ヶ原野之儀……刑部村とけか村原山堺之儀ハ先年々本坂通の大通を切、浜松古道切ニ而御座候、此堺道をへたて双方の田地御座候、けか村おいかや分高五拾石余、此本田を持、十八年以前、酉之年其田地際ニ屋敷を立、（下略）」とあり、元和のとりきめにしたがい、区画内は気賀村の開発によるものとして占有権を主張した。そしてこの権利も老ヶ谷ないしその親村である油田のみに属するのではなく、気賀村全体に関与することが文面からも察せられる。^⑥

ついで近世最大の入会相論は元禄三年（一六九〇）におこり、この時には入会村は一三八か村（敷知郡四五村・長上郡七二村・豊田郡一四村・引佐郡五村・亀玉郡二村）に拡大した。この相論は地元村である都田・祝田両村の間におこり、それが入会村全般の争いにまで拡がったのであるが、幕府の裁決の要旨は、「野元の村が新林を立て、村付の林として野元村の所有権を主張するため、事実上、野場（入会草野）が狭まった。そこで入会村の訴をとりあげ、検分の結果、東は有木通原、西南は本坂道、北は金指道より二股道を限って新境界とし、境界内の新林はすべて伐採して入会秣場を確立する。その外側の地は野元三か村各村に属する山林とする」というもので、林と野との境界を定め、入会地を大はばに縮小する反面、入会地内の造林開発を禁止した。

この裁決にもとづいて伐採された境界内の新林の代金は、入会各村の村高にに応じて配分され、気賀村には六二兩一分余

となった。しかし訴訟費などが差引かれ、半額にもみない三〇兩三分余が配付され、これをさらに気賀七か村・老ヶ谷・町に高に應じて分けられた。その際、入会の単位としては気賀惣村という表現も使われ、割当還付金も惣村を単位にしつつも、内部操作により各構成村に再分されるなど、複合的藩政村の特徴をよく示している。^⑦

なお、三方原入会地のほかに、村内に共有の林野が数か所存在したが、これについては第八章で触れる。

2 葭野と新田

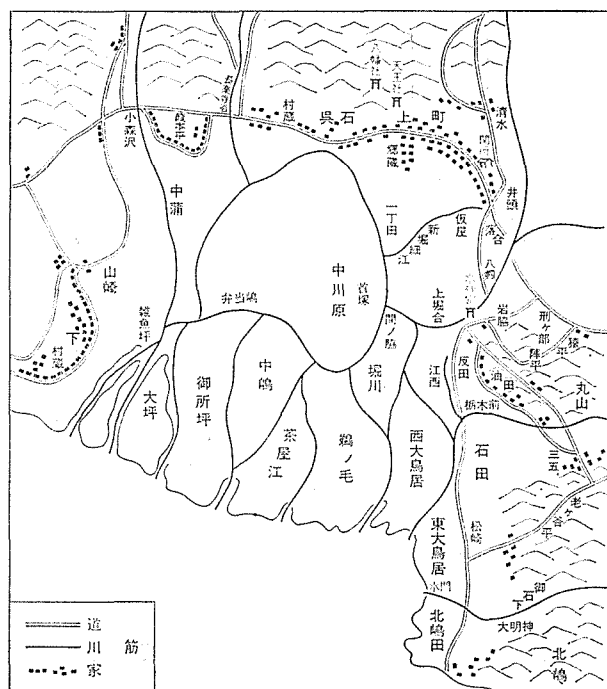
三方原の草刈・秣場が気賀にとって村外の入会地として重要な意味をもっていたのに対し、湖岸周辺の葭野は、村内の入会地として大きな地位をしめ、葭野高七石五斗が古来からの気賀村の本高に含まれていた。これは後述する川高に関連するものと考えられ、徳川頼宣治下の時、年貢一貫五百文と定められ、寛永八年(一六三二)の「本高一万五千石分写」(史料館文書)には「葭年貢金三分」とあり、享保十一年(一七二六)には鑑三貫文となっていた。この葭野高は後述するように、本来は油田村に属するとされていたものであるが、寛永年間に上・油田・伊目・下・呉石で各二石一斗五升、小森・葭本で六斗二升五合ずつ付属させられ、構成七か村個々にかかわるものとされ、維新に及んだ。^⑧さらにこの本田高に含まれる葭野高とは別に、元禄十一年(一六九八)に検地された「気賀村之内七ヶ村葭野高」として、七か村全体にかかわる葭野高一五・八石余(一・五町余)が存在し、安永四年(一七七五)に一反八畝の見取がなされた。^⑨

この葭野が開発されて、新田となったところを「七ヶ村葭野新田」とされ、これまた七か村全体に属するところであった。この新田の基準検地は元禄八年(一六九五)になされ、一四八・七八石(内五・四四五石は老ヶ谷溜池替地とされ、実質は、一四三・三三五石、面積一三・二八町)、さらに同一一年には植葭新田が検地され、その分が一二・六三一石(一・一二町余)と定められた。しかし、明和六年(一七六九)に八七・八石余が新川成として潰れ、六八・一石余(六・〇六町余)が残り、その後六次にわたり、八・四町余の見取がなされた。^⑩したがって近世後期には七か村と町・老ヶ谷に七ヶ村新田・七ヶ村葭野を加え、免定は一通だされていた。^⑪

これら七か村の湖岸の新田には、宝永大震災による潮水浸入後、琉球藺の栽培がさかんになった。これは近藤用随が明和年間に導入したとされ、他領に栽培が伝わることを厳禁し、殖産興業的振興策が講ぜられたことは、他の大多数の旗本領と異なり、近藤氏の在地領主としての積極性を示している。¹²この葭野の開墾を具体的に示す史料は少ないが、享保一六年（一七三一）には、「葭立を切返し作毛した場合、手間費用が多分に嵩むにもかかわらず、御了簡してくださらないので、開墾は貧農層にはおよばない。ほかに村付の埋立による田地も存在するが、これまた御了簡が薄く、なかなか埋立開墾もはかどらない。」¹³と歎願している。これによりこの時点においては葭野の開墾には葭主個人によるものと、村付埋立によるものが存したが、農民の負担増になっていたことが察せられる。「堤防を築きて潮水の浸入を防ぎ、新河を開墾して河水の漲溢を除き、溝洫を穿ちて排水灌漑の利を謀り、舟楫の便を企つる」¹⁴等、かなりの規模の殖産土木事業が領主の手によりおこなわれた。なお新川の完成は明和六年（一七六九）であるが、それにともない一二五・二石が川成潰地となった。この潰地の所在地は七か村のすべてと七か村共属の新田にみられ、これをみても後述するように、各構成村の耕地（とくに新田）が入り組んでいたことがわかる。（第二表参照）

これらの葭野新田の具体的な所在地であるが、先述した元禄八年と同一一年検地の水帳によれば、収載の小字として須ヶ田・見かみ・中蒲北・植葭・五反田・叶太郎・御所坪・大坪・弁当嶋・屋敷北・屋敷畑・下うの毛・小屋東・孤嶋・雑魚坪・松崎・老ヶ谷尻・大明神の名がみえる。これらの小字の多くは第六図のように湖岸近いところにかたまり、なかでも元禄一一年の新田はすべて小字植葭に集中し、字名からも葭野であったことがわかる。これらの新田地域は現在でも「こみ田」（込田・混田）と慣称され、気賀全体に属した田地であったことを示しており、藩政村としての気賀が、各構成村に分解しなかった有力な生産的基盤をなしていた。

田地の等級は両検地とも上田はなく、中田と下田の比が一对四程度で石盛も低い。この検地帳には作人の名が記され、それを小字別・作人別に整理したのが第四表である。元禄八年検地帳にみられる小字のうち、六筆以上の一二小字につい



第6図 宝永震災前の村絵図略描（呉石、内山光男氏蔵）

てみると、作人の居住村が二村にわたる小字は三、三村は二、五村は三、六村は二、七村は二となり、七か村新田の各小字を一構成村の作人でしめるということはなく、「込田」という名称のように、できるだけ多くの構成村の作人に割当てようとした配慮がうかがわれる。五反田は八筆でありながら、七か村全部よりの作人が登録されており、老ヶ谷尻はその名称から老ヶ谷への谷の入口のあたりと考えられるが、ここでも六か村から作人がでている。わずかに叶太郎一三筆が呉石の村民五名で五筆、上の村民六名で八筆と二村でかたまり、検地帳の記載順序もまとまっており、また伊目集落に近い大明神六筆が油田村民一筆と伊目村民五筆で構成されているのが、例外的にまとまっている事例といえる。作人別にみても新田の全作人は一〇一名（伊目村の二件の連名作人は一人に数える）に対し、総筆数は一三〇にとどまる。すなわち四筆を登録された作人は一名、三筆が四名、二筆が一七名で、八割近くの作人が新田内にただ一筆を登録され、ここにもできるだけ多くの作人に新田の耕作を分散させようとしたことがわかる。ことに同一小字内で二筆以上の作人であったものは三名にすぎなかった。

これらの新田作人の本村における階層をみるため、油田村について約三〇年以前の明暦二年（一六五六）の検地帳と照合すると、同一名としてたどれるのは元禄の新田作人一五名のうち八名であるが、これら

第4表 七ヶ村新田元禄8年検地の作人

小 字 名	筆 数	作 人 の 所 属 村						
		上	油	伊	下	小	葭	呉
須ヶ田	1				1			
見 鏡	5				5			
中 蒲	7				1	4	2	
植 葭	2							2
五 反	8	1	1	1	1	1	2	1
叶 太	13	6(8)						5
御 所	1			1				
大 坪	14	4	2	2	3	1	1	1
弁 当	10	3	1		1	1	2	2
屋 敷	3			1	2			
屋 敷	8			1	2		3(5)	
下 毛	2				1			1
小 屋	6	1		2	2			1
狐 嶋	8	2	3		1	1	1	
雑 魚	16	3	3	4		2		4
松 崎	8	3	5					
老ヶ谷	12	2	2	2		1	1	4
大 明	6		1	5				
計	130	19 (27)	15 (18)	16 (19)	17 (20)	9 (11)	10 (14)	16 (21)

略記 油：油田，伊：伊目，小：小森，葭：葭本，呉：呉石
() 内は筆数，その他は1名1筆

「植葭東方耆番北一」から一つづきの順序正しい地積と考えられ、作人も一人ごと、連続して三〇五筆登録される者が多く、したがって全部で一〇名にとどまり、元禄八年の検地とはかなり様相を異にする。しかしここでも七ヶ村全部から作人がでており、しかも五村が各五筆、二村が各六筆の作人をだし、七村ではば均等にわりあてられており、やはり七ヶ村全体の検地という意図がよ

(例えは
載様式

つぎの元禄一一年の七ヶ村の植葭新田の検地における作人は、第五表のように整理される。この検地は一小字(植葭)三七筆にまとめられ、その記

のうち明暦検地で一町以上の高持は一名で、他は五反未満の中層以下の百姓である。ことに後述するように同村では斎藤・竹田・尾藤の三旧家が庄屋を勤め、その一族一名が苗字を許された大高持として中心をなしていたが、そのうち七ヶ村新田に作人として登録されているのは竹田弥次兵衛(三家一名のうち最少の高持)のみであり、七ヶ村新田は中堅以下の作人百姓が分散してあてがわれた土地とみなすことができる。^⑤

第5表 元禄11年植葭新田の検地の作人

所属村	作人	筆数
上ヶ 油伊 下 小葭 呉	衛* 兵 惣重	2
	助 太 孫次	3
	門 左 衛門	5
	門 左 衛門	5
	夫* 太 作	1
	郎* 治 五	5
	衛 兵 長喜	5
	門 左 衛門	3
	門 左 衛門	3
	* 太郎左衛門	3

*は元禄8年七ヶ村新田検地の作人

みとれる。なお油田から一名のみ作人となっている孫太夫は、さきの明暦検地においては、本田で五筆・二反余を登録されているにすぎない。^⑭

この新田地区は宝永大震災の被害が大きく、復旧は難事業であった。嘉永元年（一八四八）には葭場八町七反余、五五・二石が領主近藤家より百姓に下戻され、一五〇両の手当金の下賜と十年間の歟下年季をもって田地の復興にあたったことがわかり、先述した享保年間に開墾に対する領主の冷たさを歎願した時とは、かなり事情を異にしている。その連印状には上村一名（ほかに天王料を上村庄屋代印）、油田村七名、伊目村三十六名（ほかに村地を庄屋代印、二寺の寺地を各壇中惣代代印）、小森村二名（二寺の寺地を同上）、下村五名、葭本村一〇名（一寺同上）、呉石村一名が地主として連印、そのあとに各村組頭・庄屋、最末尾に大庄屋竹田兵左衛門が押印している。下戻された七か村入組地は伊目に近接していたため、伊目村民の地主が多かったのであろうが、七か村全体から地主がでており、大庄屋（後述）の統轄のもと、七か村全体で管理し、しかも気賀以外の百姓の田地はなかったことが理解され、気賀惣村体制のあり方をよく示している。^⑮

- ① 佐々木清治「微境界に関する一視角―事例を静岡県下の諸地域に索めて―」『政治地理』第四輯、昭和四六、三二―三六頁。
- ② 杉浦國領「曳馬拾遺」正徳三（一七一三）『浜松市史』史料編四、昭和三六、所収、四四頁。
- ③ 内山真竜「遠江國風土記伝」寛政一〇（一七九九）（複製版、昭和四四、一二―一三頁）。
- ④ 史料館文書「三方ヶ原廿五村書付之享」。『遠江國風土記伝』（複製版、二二六―二二七頁）、吉田東伍『大日本地名辞書』（増訂版、第五卷、八九三頁）にも、同一内容の文書が紹介されている。なお、村数は二五村とあるが、実際は二四村しか書きあげられていない。
- ⑤ 中郡とは律令体制下の長上・長下郡が中世に廃絶し、天竜川縁辺の諸村を中郡と総称したが、その郡界の移動はしきりで確定しがたい。
- ⑥ 史料館文書「気賀村刑部村出入之節返答書之享」慶安三年八月。
- ⑦ 史料館文書「気賀惣村割帳」（寛永一四）より、「三方原鉢場岡係一件書付」元禄一―五。
- ⑧ 史料館文書「御田領御引渡之節書付之享」享保一一、気賀町東林寺木村文雅氏蔵「明治二年村明細帳」。なおこの本田高に含有される葭野高は海高ともよばれ、あくまで水面に属するものであった。
- ⑨ 前掲「明治二年村明細帳」。
- ⑩ 同前、および史料館文書「葭野新田水帳」元禄一一、同「気賀村々新田水帳寄享」寛延三。

⑪ 氣賀町役場旧蔵「氣賀申送覺」明治二。

⑫ 若林 前掲論文、六一～六二頁、『郡誌』上巻、五一九～五二四頁。

なお琉球國の年貢は作柄に應じて、石数を査定し、氣賀での入札値をもって金納する慣例であった。(注⑩参照)

⑬ 史料館文書「御地頭近藤乙藏様指上候願ひ書写シ、御尋書御答書」、享保一六。

⑭ 『郡誌』上巻、五三二頁。

⑮ この検地帳には通常の名請とは異なり、「何某作」と作人で記されている。この意味についてはなお検討を加える必要があるが、検地帳の

表紙に「氣賀町 三左衛門所持」と書いてあることから、この時点に

おいては形式的な名請は氣賀中の最有力者である町の本陣中村家で作人は永小作的状態になっていたのかもしれない。

⑯ この込田地区の現状との比較については、大正末期より昭和初期にかけて、県下でも屈指の大規模な耕地整理事業が遂行されたため、旧地籍図や旧土地台帳が廃棄され、遺徳ながら復原が不可能である。

⑰ 注⑩のほか、油田、斎藤優氏蔵「田畑本新御水帳、寛文四年改」(人名は明暦二年のものが記され、それを寛文四年に補正してある)。
⑱ 油田、斎藤優氏蔵「没亡所の事」規定書」嘉永元。

五 本田における地籍の錯綜

1 元和の縄打水帳

こうした氣賀領内の構成七か村の入組は、決して込田の新田地区のみに限るものではなかった。ここでは本田の推移を検地帳類を検討しつつ考察する。

この地域におけるまとまった最古の検地帳類は、元和九年(一六二三)の「遠州引佐郡氣賀上村縄打水帳」(史料館蔵)である。表題のように上村のみに関するものであるが、同名のものが二冊存在する。内容は同じでなく、さりとて上・下二分冊とも記されていないので、その意味については、なお検討を必要とするが、かりに二分冊のものとして集計すると、田畑あわせて三七・九八町、四二五・〇石が書きあげられている。次に述べる明暦検地に比較して、田畑面積で約一五町、石高で約一八三石も少なく、小字名と筆数は第六表に示したが、これらの小字のほとんどは現国鉄二俣線のやや南、町役場のあたりまでで、さきの込田ないし七か村新田にあたる湖畔近くはまだ開発されていなかったことをうかがわせる。

なかには山後(三五・松崎・大鳥居東のように油田集落の背後ないし南方に伸びている小字もみられるが、大部分は上

第6表 元和9年上村縄打水帳の小字

小 字 名			甲冊の 筆の数	乙冊の 筆の数	小 字 名			甲冊の 筆の数	乙冊の 筆の数
中	川	原	10	25	掘	の	口	28	
五	反	田	2		宮	の	脇	6	
堀		川	13		上		平	42	
在		間	31		清	水	下	18	
押		越	17		ひ	く	敷	19	
そ	り	田	1	16	八	ま	の	6	14
松		崎	24		よ	ん	さ		
石		田	44		池	こ	ま		
三		五	51		大		田		
か	は	い	4		う	は	し		
り	引	田	6	79	道	□	ね		36
鯉	ざ	か	2		や		下	1	
ま	徳	田	9		は	ん	入	8	
常	ち	ぼ	5		と	の	木	2	
と	う	橋	5		ま	ノ	下	3	
石		池	128		叶	太	垣	11	
赤		合	19		大	鳥	郎	2	
落		た	13		す	さ	東	31	
川	は	舟	31		新	東	き	5	
引	り	前	9		堀	す	ま	51	
と	い	農	23		的	う	へ	11	
大		田	40		と	く	場	34	
前		島	20		清		こ	13	
芹	ぬ	上	5				水		
け	け		26						
い					計			657	371

村集落を中心としてまとまっている。また在間・押越のように次の明暦検地において油田の検地帳にみられても、上村の検地帳には記されていない小字もあり、小字所属の変動も察知される。これらの事情については油田の古い検地帳がみあたらないため即断は慎ししなければならないが、湖岸の開発が進んでいない元和期においては、各構成村の相対的な独立性——いわゆる「村切り」がより明確であったとも推察される。①

なお、この検地帳の乙冊にある小字「やの入」の八筆一反七畝一六歩の地籍については、「是々油田村へ入」→「是まで油田村へ入」とくくられており、上村検地帳に登載されながら、油田村へ繰入れられた箇所が存在がわかり、これは後の甚だしい入組みの萌芽的事実といえよう。②

2 明暦の基準検地

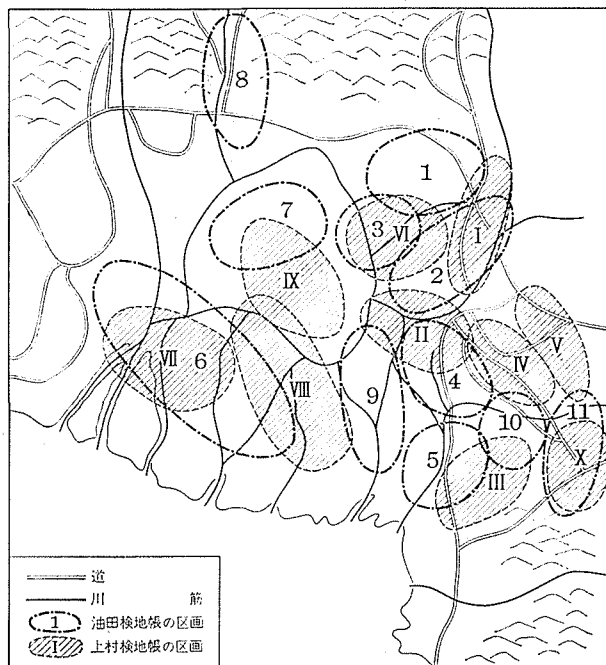
気賀の構成各村において、近世をつうじての基準となった検地は、慶安・承応・明暦期（一六四八—五八）に実施されたが、寛延三年（一七五〇）に「公儀より塩田荒所高御見分」に際し、各村からさしだした覚によれば、九か村（町・老ヶ谷を含む）の「当時（寛延三年）相用候高」というのは、第七表

第7表 各構成村の寛延3年における本田村高 (単位石、合未満四捨五入)

村名	水帳高	付加高		削減高		当時使用の高石
		夫免立分	他村より入高	他村へ抜高	寄進	
小森	184.87	18.49				203.35
呉石	459.80	48.71	1.45 (上 畝) 5.26 (油田畝) 5.03 (伊目畝)	11.97 (上 へ) 0.50 (油田へ) 15.14 (伊目へ)	2.07 (長楽寺)	490.57
下	563.35	56.33	2.90 (油田畝)			622.23
上	541.49	54.15	3.30 (伊目畝) 11.97 (呉石畝)	1.08 (伊目へ) 1.45 (呉石へ)		608.37
老ヶ谷	35.65	3.57				39.21
町	16.58	1.66				18.24
伊目	585.78	58.46	1.08 (上 畝) 15.14 (呉石畝)	3.30 (上 へ) 8.94 (呉石へ) 8.33 (油田へ)		639.89
葭本	214.31	21.43		1.13 (油田へ)		234.60
油田	522.83	52.28	0.50 (呉石畝) 1.13 (葭本畝) 8.33 (伊目畝)	5.26 (呉石へ) 2.90 (下 へ)		576.91

のように、検地の際の夫免引を解除し、本高に立帰らせ
たため、検地高よりかなりの増高になっている。さら
に注目すべきは呉石・上・伊目・油田の諸村にとくにめ
だつように、構成村相互間に、検地帳よりの出入(所属
替)がみられることである。油田と葭本、伊目と呉石の
ように、町をはさんで対岸に位置する集落相互にも田地
の出入がみられ、したがってさきの込田周辺をめぐって
構成各村の田地が錯綜し、それが実情にあうように調整
されたものと察せられる。つまり検地水帳にしたがって、
構成各村に所属する土地が定まったのであるが、込田周
辺には相互可換的な田地が多く、各構成村の境界が明確
に示される状態ではなかったと思われる。

こうした状態をさらに具体的にみるため、上・油田両
村の明暦二年(一六五六)の検地帳より小字名を検証して
みる^④。油田の検地帳は本田分について一〇区画、上村の
場合は一一区画にわけられ、その区画は必ずしも明確
ではないが、小字名から考察して両村の地積が錯綜しな
がらおおむね第七図のように地域的ブロックにまとめら
れていたと考えられる。油田の惣括りには惣田方分とし



第7図 明暦検地帳の上・油田両村の区画の概要

て村高の約三分の二にあたる三四三石が計上されているほかに、山田分・西山田分・さこ（雑魚）坪分を加えて四一四石余が小計され、別の上福地分・間脇分・石畑分・増畑分・坪分と細分されて、その小計が一〇八石余となり、諸引を除いた村高計が五二二石余となっている。また寛文四年（一六六四）検地の新田分については、上ケ田分・塩田分・山田分・福地畑分・石畑分と分けられ、その内容はよくわからないが、塩田は湖岸に近く、山田・石畑には背後の丘陵を刻む谷筋の小字名が記されており、位置に田畑の性状を加味した区分と理解される。上村の場合もほぼ同様に、本田畑について田方

は上ケ田・汐田・山田・江西、畑方は福地畑・間之脇・嶋畑分・石畑分にわけられ、新田畑についてはそれ以外に坪畑分が加わっている。こうした田畑の区分の共通性からみても、油田・上両村の本田畑は相互に入り組んでおり、明瞭な境界を定め難かったといえる。さらに詳しく小字単位に検討すると、両村の検地帳に登載されている小字数は一部新田を含めて一五〇の多くを数える。そのうち一〇筆以上の田畑をもつある程度まとまった両村の小字は七七あるが、そのうち半数より一つ少ない三八小字が両村の検地帳に共通してあらわれている。また一〇筆未満の零細な小字のうち六小字が両村の検地帳にみえ、同一小字に両村の地籍が錯雑していた事例が多かったことを示している（第八表）。これらの地籍錯綜す

第8表 上, 油田両村の明暦検地帳に共通の小字筆数

小字名	油田村	上村	小字名	油田村	上村
(A) 10筆以上					
井領	13	12	塔ノ下	3	8(5)
石橋	3	23(1)	鳥井	6(4)	3
落合	18	10(1)	坪代	5(1)	(2)
大川地	13	27	天馬堂	(6)	6(1)
池田	4	33	中嶋	56	14
一丁田	1	23(2)	中江	14(2)	11(3)
油ケ鳥居	9	3(1)	中川原	49	24(23)
姥大	11	1	引舟	16	42(1)
大鵜ノ毛	15	22(2)	別所場	2	12
石田池	23(5)	6	弁当嶋	6(3)	1
大日池	(11)	7(5)	菱ケ口	19	3
蔵日池	(8)	7(2)	森下	6	45
大蔵向	4	(2)	松崎	18(3)	48(21)
呉石田	9(2)	5	矢鰐	3	8
鯉引田	7	9	横ま敷	9	38
五反田	4	8(1)	屋敷	1(1)	(3)
三平堀	15	29(7)	(B) 10筆未満		
新堀	9(5)	5(25)	穴田	3(1)	(3)
雑魚坪	16	11(2)	剣先	3(1)	(3)
下鵜ノ毛	27	1	谷前	4	4
反田	8	(3)	古屋敷	8	1
	66	32	堀川	4(1)	2
			はざま田	1	(4)

()内は油田の場合、寛文4年の新田検地、上村の場合、寛文10~宝永4年の検地、および他村より編入の土地。
上村の場合、海成地は張紙され、一部判読不能。

る小字の所在地は、湖岸に近い込田地区に多いとはいえ、集落間の接触地域にもかなり存在していた。

なお先述した明暦検地後における構成村間の小規模な耕地の所属替えについては、上村の「水帳写」に「伊目村与五左衛門入分」「呉石村入分」と注記される箇所があり、具体的に判明する。それによると伊目村より編入された箇所は、下うの毛・すのまへ・新堀の三小字六筆で、いずれも湖岸に近い込田のあたりで、宝永地震によって「海成」とされ、張紙

抹消されたところが多い。一方、呉石村よりの編入の部分は中川原・須崎・はざま田・六地藏前・はんの木・一丁田の六小字二九筆にわたっているが、これらの大部は街道に近く、両集落の境界付近に位置していた。

3 明暦の上村名寄帳

以上のべた上村の明暦検地に対応する名寄帳形式の史料として、「上村検地高寄帳」(明暦二年、史料館文書)が存在する。これには四六名と二社寺の持高が、先述した田畑の区分別に記されている(第九表)。そして末尾に約九〇石ずつ五組に百姓を分け——一番組八名・二番組五名・三番組七名・四番組六名・五番組一七名——計四五三石分を役高とし、この組を一年ずつ輪番に諸課役負担の単位とした。ただし助太夫・十左衛門・長左衛門の三名はいかなる理由からか、庄屋給・社

第9表 明暦2年の上村の名寄高

百 姓 名	石 高	所 属 田 畑	所 属 役 番 組	百 姓 名	石 高	所 属 田 畑	所 属 役 番 組
権 兵 衛	19.34 ^石	イホヘトリ	3	孫 七 郎	7.127 ^石	イハニホトリ	3
彦 兵 衛	14.325	イロホトリ	5	久 八 郎	7.894	イハホトリ	4
市 之 丞	9.401	イハニホトリ	2	伊 右 衛 門	1.099	イホト	5
曾 太 夫	30.192	イロホヘトリ	3	惣 兵 衛	9.891	イハニホトリ	5
長 太 夫	66.84	イハニホヘトリ	2	八 兵 衛	9.274	イハニホヘトリ	5
庄 右 衛 門	38.604	イハニホヘトリ	2	十 三 郎	0.254	イ	4
与 太 夫	34.336	イホヘトリ	1	五 兵 衛	30.058	イハニホトリ	4
清 次 郎	5.309	イホトリ	1	九 兵 衛	0.572	ト	5
伝 右 衛 門	21.961	イロホトリ	1	市 左 衛 門	2.126	イホヘトリ	5
勘 次 郎	3.28	イロホ	1	左 次 衛 門	2.085	イホトリ	5
馬 之 助	12.509	イホ	1	秀 円	0.958	イホト	5
清 右 衛 門	4.885	イホリ	3	源 市	0.371	イ	5
彦 七 郎	6.496	イホトリ	1	金 藏	2.676	イホト	5
茂 平 次	1.276	イホ	1	十 左 衛 門	11.549	イホ	別格
助 太 夫	13.102	イハニホヘト	別格	長 左 衛 門	8.635	イホトリ	別格
茂 太 夫	6.823	イトチ	4	太郎左衛門	0.649	イホ	3
七郎左衛門	39.215	イロハニホヘトリ	4	半 十	9.89	イハニホヘトリ	5
		リ		庄 三 郎	8.873	イハニホトリ	5
源 兵 衛	51.529	イニホヘトリ	3	長 右 衛 門	5.58	イホヘリ	5
弥 市	1.975	イト	3	左 平	10.298	イニホトリ	5
孫 兵 衛	6.772	イハニホトリ	4	彦 十	5.746	イホトリ	5
大 藏	1.585	イト	5	仁 左 衛 門	0.28	イ	2
七 藏	0.473	ト	2	随 光 庵	1.606	イ	
六 兵 衛	5.88	イホヘト	1	天 王	2.985	イ	
権 右 衛 門	4.97	イホト	5				

所属田畑

イ：惣田方
へ：間ノ脇畑

ロ：同所下々田
ト：石畑分

ハ：山田分
チ：同所下々畑

ニ：同所下々田
リ：嶋畑

ホ：福地畑坪

寺高などとともに役高外（八八石余）に書きあげられている。

この高寄帳は百姓の持高の和に庄屋給・社寺高などを合わせたものが、明暦検地の村高（夫免引を除く）に一致しているの、検地にみあう名寄帳とみなしう。しかもこの名寄帳の百姓名の肩に、他村名が注記されている例がなく、かつ末尾の役高の番組中の名前と一致していることから、この時点においては、他の構成村民との出入作は原則として存在せず、当時における上村民の保有地をもって上村領としたことがうかがえる。この事実はさきに筆者が考察した泉州和田郷の太閤検地における構成村の所属地帰属とも類似している^⑥。なお、この名寄帳における上村の田畑の区分けについては、その所在と性状に不分明な点が多いが、ほ

ば持高に比例して保有している田畑の種類が増しており、有力高持層は一か所に集中せず、村領内に適度に分散して田畑を保有していた。

このように近世をつうじての基準となった明暦検地において、上村民の保有地をもって上村の地籍と定めたと推察され、その結果、属人的には上村としてまとまっても、属地的には他村の土地と錯綜する状態を招来したといえる。

こうした村領錯綜の事実とは、先述した大震災後の気賀近藤家領の替地に際しても、「気賀村式千六百五拾四石

余之内、千七百石余汐入損亡仕、残高九百五拾四石余御座候得共、内証之村数与枝郷共ニ九ヶ村御座候而、汐入損亡入組有之、残高難分ヶ御座候故、不残差上……」とあるように、気賀村全体の土地となったのである。⑦その後、復旧にともない逐次気賀が近藤家に還付されていく過程にあって、延享五年（一七四八）においては、各小字単位にみても、近藤家領と天領（ただし近藤家預地）とが混在している状態であった（第一〇表）。この史料は第一〇表のように構成村単位でなく、小字単位にまとめられており、具体的な位置がわかる貴重なものであるが、同一小字においても近藤家領と天領との混在がみられた。

4 天保の上村名寄帳

幕末期にいたると、地籍の入組や出入作はさらに複雑になってくる。上村の天保四年（一八三三）五月の「割付本高銘々帳」（上区有文書）は、この時点における上村地籍に関する名寄帳とみられるが、これには与太夫（本陣中村家、上村庄屋）の

第10表 延享5年における天領・近藤家領混在の小字

	天 領	近藤家領	計
大明神・北嶋	43.25	21.54	64.79
老ヶ谷・稲荷	79.69	233.62	313.30
山後(三五)	6.85	131.02	137.87
江 西	114.84	61.86	176.70
大鳥居・新堀・首塚	299.03	23.39	322.42
堀 川	0.35	24.87	25.22
上鞆ノ毛	178.56	45.29	223.86
下鞆ノ毛	112.20	1.48	113.68
大坪・植葎	147.73	0.36	148.09
中 江	7.02	6.65	13.67
中河原・本城	248.55	193.25	441.80
木ノ根	2.86	19.98	22.84
泉田・別所橋	46.77	81.66	128.42
中 蒲	34.96		34.96
見鏡・須ヶ田	20.55	55.19	75.74
岩 根	5.21	67.31	72.51
猿 田	1.21	58.49	59.69
計	1349.62	1025.95	

注：近藤家領のみの小字地が他に1776.78石

三六・五石を筆頭に、上村民が一六二名、油田七名、老ケ谷五名、伊目一名、呉石三名、葭本五名、小森二名、下一二名、山田四名、寸座四名、片町二名(張紙は別の者と数える)の名が記され、構成村および枝集落のほとんどすべてから入作がみられる。しかし気賀領外からの入作は記されておらず、構成村間の相互出入の頻繁さと、気賀惣村内での完結性を反映している。また同帳には上村の地籍内に「七ヶ村二石三斗五升余」の割付がなされ、

各構成村のなかに気賀惣村全体にかかわる土地があったことがわかる。なお同史料には上村の田畑の区わけとして、第一一表のような名称が採られている。明暦に比しその数が多いのは、開発の進行と入組の激化のためと考えられ、小字などの小地名と田畑の品等・性状をくみあわせた数多くの小区画が存在した。

以上、元和・明暦・延享・天保の近世の諸期をつうじての検地帳・名寄帳類を検討した結果、次のことがいえると思う。すなわち、元和期においてはまだ湖岸近くが未開拓なこととあつて上村としての属地的な一円性を比較的に有していたのであるが、明暦期になると、当時の上村民の保有地をもつて上村地籍となしたと考えられるため、属地的な入組は進んだものの属人的なまとまりは保持されていた。それが天保期には属地・属人双方とも錯雑・入組が甚しくなり、村切りの体をなさなくなつていった。つまり一般的に認められている中世的な郷庄から、近世的藩政村への分解へとは逆に、むしろ、近世後期に郷莊体制が強化されたといえるのである。そしていわゆる「込田」として進行していった湖岸の新田開発がその要因として大きく関与していたといえよう。

① この上村の元和検地帳二冊において、屋敷の登録は三三筆あり、小

字清水・石橋を中心至上村の集落が形成されていた。ことに両字にお

第11表 天保期上村の田畑の区分

上ヶ田	新田上ヶ田
老ヶ谷上ヶ田	〳 山後谷
〳 下ヶ田	〳 東大鳥居
中河原沙田	〳 中川原沙田
江 西	〳 間の脇
〳 沙田	〳 下々山田
山後谷	〳 松崎上ヶ田
〳 上ヶ田	堤外新田
〳 下々田	山田新田
東大鳥居	浄山新田
御見取沙田	福地畑
〳 堤外沙田	坪石畑
〳 堤外嶋	間の脇畑
堤外沙田	堤外嶋畑
山 田	中川原嶋畑
下山田	石 畑
下々山田	下々石畑
長楽寺谷	御見取嶋畑
坪福地	新田石畑
間の脇	新田坪石畑
松崎上ヶ田	新田福地畑
西ノ谷	

いて「新屋敷」とあるのが七筆あり、この時期に新戸の建設がすすめられていたことがわかり、また「何某分何某居」という形をとっているのが八戸あり、借屋すまいの様子がうかがえる。ただし字上平に記されている六筆は「何某分何某作」と記され、地目は屋敷であっても耕作されていたようである。こうした分附記載は、屋敷地目のうち一七筆と過半をしめている。

② なお上村には年代不詳であるが、所理喜夫により、天正一七・一八年（一五八九・九〇）の家康による「五ヶ国総検」の分附主名寄帳と考定された「御縄打帳写」があり、史料館に納められている。（第一章注⑤）。これは分附主ごとにまとめられ、田畑は大・半・小、屋敷は坪の地積単位、貫文高で表示されている。この検地帳についてはまだ充分検討していない。

③ 史料館文書「本田氣賀村々水帳寄写」寛延三。なお伊目村の水帳は本村のほか、藤ヶ谷分・横谷分・老ヶ谷分が別冊に編されており、丘陵の谷筋の分は地域的にも別ブロックとみなされているのに対し、込田周辺は別扱いされなかったことは注意されてよい。

④ 油田のは斎藤優氏蔵「田畑本新御水帳」によるが、末尾に「明暦二丙申年四月改、御水帳書抜、寛文四年改、遠江国引佐郡氣賀庄細江郷油田村、庄屋斎藤七郎右衛門扣」とあり、寛文四年（一六六四）に改められた新田も加えられている。ただし、先述した下・呉石・葭本・伊目諸村との検地後の出入はどう処理されているかは不明である。上村のは現上区有文書「上村水帳写」で、宝暦一年（一七六一）の写である。これには当然、宝永地震による海成分は張紙されており、その分は判読できる限り集計に加える。

⑤ ただし、検地帳の小字のなかには「井領反田」というに、「井領」「反田」の二小字が合成されて記されたり、「井領道南」のように、小字「井領」の具体的な場所を付加したものもある。当集計では便宜的に両者とも「井領」に入れてある。

⑥ 山澄元「畿内における郷と藩政村」『大阪教育大学紀要』一六、昭和四二。

⑦ 史料館文書「享保十一年、御旧領御引渡之節書付之写」。

⑧ 史料館文書「氣賀村々御預地高、御預地御私領場所高訳、延享三。

六 海川高と漁撈

1 漁撈 運上

前章の結語、すなわち近世後期における郷荘体制の強化は、氣賀藩政村における独特な要素である海川高の推移にもあてはまる。先述したように氣賀藩政村においては当初より三三石の川高と七石五斗の葭野高が存在していた。川高については明治二年の「氣賀村明細帳」（氣賀東林寺木村文雅氏蔵）には「右川高之義ハ永禄年中、本田作左衛門様御年貢鏝九貫式百文与御定被下、其以後上納仕来、九月九日々三月二日迄、諸漁留之廻状、川付村々江御領主様方御触出有之、寒入後御

第12表 元禄15年落合川漁場定

三ツ網	1 場	嘉左衛門(斎藤)	川役除
〃	〃	弥次右衛門(竹田)	〃
〃	〃	彦四郎(尾藤)	〃
〃	〃	七右衛門(斎藤)	
〃	半 場	清左衛門(〃)	
〃	〃	彦四郎(尾藤)	
〃	〃	嘉左衛門(斎藤)	
〃	〃	弥 助	
〃	〃	清左衛門(斎藤)	
〃	〃	弥 市	
揚 舟	1 場	弥次右衛門(竹田)	
〃	〃	半兵衛(呉石村)	
〃	〃	安左衛門	
〃	〃	五郎左衛門	
〃	〃	孫 太 夫	
〃	〃	藤 太 夫(呉石村)	
〃	〃	天 王 様	
〃	〃	太 夫(松崎)	
〃	〃	弥次右衛門(竹田)	
〃	〃	八 幡 様	
〃	半 場	弥 助 市	
〃	〃	弥 市	
〃	1 場	戸 右 衛 門	
〃	〃	彦 四 郎(竹田)	
〃	〃	金 助	
〃	1 場	孫 七	
〃	〃	次郎左衛門	
〃	〃	重右衛門(福地大工)	
〃	〃	角左衛門(呉石村)	
〃	〃	藤左衛門(〃)	
〃	〃	甚 右 衛 門	
〃	〃	水 神 様	

届申上、御見分之上ニ而六分一之御運上差上申候、尤御年貢御運上等川庄屋与申唱候三人之者共々御領主様江相納仕候」と記されている。

また享保七年(一七二二)の「遠江国引佐郡上村反別差出帳」(史料館蔵)には「一 川運上 是ハ油田村引舟河御運上、鑑九貫貳百文、猟船貳拾四艘之内、当村ノ四艘トノ御運上指上ケ申候」とあり、川運上は油田村の管掌のもと、他の構成村へも漁撈船を分担させていたことがわかる。川の漁撈をさらに具体的にみると、岩崎(油田の鎮守水神社所在地)に二四帖の網場が設けられ、寛永八年(一六三二)には二四艘の猟場船(七艘が三ツ網揚船、一艘が御水神揚船、一六艘が揚船)があり、網おろしは毎年寒入になされ、煩些な漁撈慣行に規制され、運上も複雑なきまりがあり、油田の川庄屋三家(竹田・尾藤・斎藤)の差配におかれていた。^①

その後、元禄一五年(一七〇二)には、二四艘の漁場は第一二表のように定められ、基幹となる三ツ網七艘のうち川庄屋三家は各一艘ずつ川役免除の特権を有しており、他の三ツ網船もいずれも油田の有力者が保持し、揚船一六艘のうち四艘は呉石村のもの、二艘は天王様・八幡様と上村の神社が持っていた。^②これらの揚船の権利は売買が可能で、その証文も残っており、さきあげた享保七年(一七二二)の

「上村反別差出帳」にみるように、この時には上村が四艘もっていたことになる。ただし氣賀七か村以外に譲渡されることは許されなかった。

2 川海高の推移

このように川高三三石は、元来は氣賀七か村のうちでも油田の權益に属するものであったが、寛永年間に一部が伊目・下兩村に譲渡されるにいたった。その経緯については、油田の斎藤俊氏の先考が家藏の文書を収録されて編された稿本『油田史』によりうかがうことができる。収録史料の内容に矛盾したり、理解しがたい箇所もあり、精細には把握しがいだが、その大要を以下に箇条書きに記す。

(1) 油田村の川高は三三石、そのうち上川高は二〇石で、範圍は刑部村境より下の本川（郡田川）・枝川および湖岸より百間程までの湖上箇所にかかり、下川高は一三石で湖中を中心に定められ、海高とよばれることもある。

(2) この川高は永禄年中、本田作左衛門より高請の際、上川高の分鏹八貫文、下川高の分一貫二〇〇文と課せられていたが、寛永一二年（一六三五）に領主近藤氏が下川高も上川高同様の率で賦課しようとしたため、一三石のうち五石ずつ伊目・下兩村に譲渡し、残り三石が油田持となり、結局油田では二三石で鏹九貫二〇〇文を上納することになった。

(3) 漁撈の運上は六分の一とかなりの高率であり、そのうえ都田川を下る素材や材木の一割を領主におさめ、そのうちの一割は油田村へ還付された。

(4) 先述したように（第三章）元和年間より川高に付随した葭蒲野高七石五斗、その年貢一貫五〇〇文と定められたが、これまた寛永八年に近藤氏から年貢倍增を申し渡され、その結果、油田の川高に付随した葭蒲野高は油田の負担を六分の一に減じてもらい、不足分は氣賀の各構成村に均等に（ただし小森・畠本は一二分の一ずつ）分担してもらうことにした。^③

(5) この川高ならびに漁撈運上については、油田の鎮守である屯倉水神社と深いかかわりがあり、「祭祀之節社前之留川ニ而魚を漁り、神社に相用候仕来り」であり、川庄屋は同社の社家である斎藤・竹田・尾藤三家が勤めていた。^④ 油田の屯

倉水神社と結びついた川高は、注④に記したこの旧族の処遇と関連があるように思われる。^⑤

(6)明治維新直後、この川年貢をめぐって紛糾が生じた。すなわち葭野立の外側水付およそ百間ほどの上川高、さらにその外延が下川高（海高）と規定されていたのに、伊目・下両村の主張は油田の下川（海）高三石は水付およそ百間ほどの内部、つまり油田に属する上川高に含まれるので、下川（海）高地区の藻草採取は氣賀七か村の入会とすべしとした。この主張によると、油田の下川（海）高三石は上川高に含まれ、実質的に消滅してしまうことになるので、油田では「七ヶ村御参会之御場所ニ而、可然筋相立候様御勘考御願可被下候……」と反論し、油田の下川（海）高は結局保証された。

(7)下・伊目両村に属する下川（海）高一〇石は鑿二貫文ずつ年貢として納めていたが、氣賀浦の藻草の生育した時を見計らい、両村より領主に藻草口明けを申しでて、七か村の入会で刈取ることになっていた。下川（海）高年貢納入の責任は両村にあるが、その条件づくりには七か村全体が関与した。なお、ここは氣賀関の要害場所のため、氣賀以外の者の網入れは認められなかった。^⑥

(8)『引佐郡誌』には「旧記に拠るに正徳六丙申年（一七一六）の石高（鈴木茂左衛門氏蔵の享保年間の記録）」として、

「高四十石五斗

海川葭野也

鑿十六貫二百文

内 訳

一 高三十三石

内 二十三石

十石

油田川高
七ヶ村川高

一 鑿十三貫二百文

内 九貫二百文
四貫文

油田ヨリ出ス
七ヶ村漁師方ヨリ出ス

一 鑿三貫文

葭野役

一 高七石五斗

葭野高七ヶ村分

之れ海川高也、如此河海共に運上を奉り、又油田よりは年々岩附鮒を献上(將軍家に)したりしを以て……」とある。この史料によれば下・伊目両村に寛永年間に譲渡された一〇石分は、はやくも正徳年間に両村のものというよりも七か村分と事実上みなされ、七か村葭野高と同格視されて、惣村に帰属さす方向が強まってきたことを示している。

以上述べた気賀における川(海)高の経緯をまとめると、近世当初は油田、ことに永禄以前の土着郷士の權益に付帯したと考えられる川(海)高が、寛永期に増年貢のため、下・伊目両村に譲渡され、七か村入会の葭野や網入権とも関連して、しだいに気賀惣村七か村の関与するところが大きくなっていった。気賀近藤氏の知行地になってから、各構成村の独立へ向かうよりも、むしろ気賀惣村の連帯の方向へと強められていったといえよう。

① 油田 斎藤優氏蔵「油田引船川由緒御定法書之事」寛永八。なお、とうあみ・はへあみ・ひしづき・うけづきなどの漁法は法度とされていた。

② 同氏蔵「引船川漁獵定之事」元禄一五。

③ この葭野高を海高と称することもあり、下川高と混同しやすい。

④ この三家は同村の庄屋も勤める家柄である。永禄一二年(一五六八)、この地方の旧族である山村修理を中心として、今川氏真に意を通じ家康に抗して堀川城(油田西北の字間ノ脇の高地に祀られていた屯倉神社を水神社へ合祀し、その社の跡へ、柵をつくり、漆をめぐらして築城したと伝えられる)に拠った有力士豪の裔である。翌一二年三月、

家康がこの地を通過の際にも堀川一揆とよばれる抵抗の首謀者でもあり、鎮圧後、帰農した家筋である。

⑤ 油田集落は本来約六〇軒から成りたち、岩脇組・川端組・谷入組・丸山組・栃ノ木組・松崎組という近世以来の隣保組織が現在も踏襲されているが、庄屋三家のうち、弥次右衛門組(竹田)は丸山・栃ノ木・松崎組、嘉左衛門組(斎藤)は川端・谷入組、彦四郎組(尾藤)は岩脇組と川端組の一部を中心として百姓を管掌していた。(斎藤優氏の談による)

⑥ この項は気賀町役場旧蔵「気賀申送覧」明治二。

⑦ この項は『郡誌』上巻、四六九頁。

七 大庄屋制と町・宿

1 気賀惣割と町

以上のように、気賀惣村体制は強化されていたが、ここでは村方の行財政と関連して考察を加えてみる。寛永一四年

〔一六三七〕から元禄六年（一六九三）までの「氣賀惣村割帳」（史料館文書）には、この期間における氣賀七か村の惣割勘定の明細が記されているが、その多くは江戸や中泉代官所へ役人出張の際の人夫賃で、町や老ヶ谷を除く本来の七か村の高に応じて、貫文で割賦されていた。

なかで特色ある例は、琉球や朝鮮からの使節の江戸往来に際し、船を出す舟役である。例えば寛文十一年（一六七二）の「琉球仁江戸下り舟役之覚」によれば、伊目村五艘、下村四艘、小森・葭本村三艘、呉石村三艘半、上村三艘半、油田村四艘、計二三艘分とあり、庄屋役を油田村が担当している。その他の諸使節や高位の人の通過に際しても、二三艘分はかわらず、庄屋役は七か村輪番で勤めている。舟役も各構成村の石高にだいたい比例しており、諸経費は一艘を基準に賦課された。この七か村の庄屋役の輪番制は大庄屋制以前における氣賀惣村の管理体制のようであり、町は七か村の舟役惣割には関与しなかった。

また同史料には先述した元禄五年（一六九二）の三方原山論訴訟の経費分担の割賦がのっているが、それには氣賀七か村・老ヶ谷および町の九単位に應じて高割している。つまり町は三方原入会権については関与し、舟役については関与しないというように、入会権のように村生活のいわゆる共同体的基盤に類するものには関与し、諸雑課役については宿や関という特別な町の機能を理由に、七か村とは別格扱いされていたと考えられる。

2 大庄屋制と町

こうした輪番庄屋制は先述したような惣村体制の強化にともない、幕末には大庄屋制へと変質していった。大庄屋制創設の時期については確証はないが、天保の頃といわれている。幕末の弘化年間には氣賀町在住の竹田兵左衛門が町も含む七か村統轄の大庄屋に選任されたのに対し、町方より七か村と町とは本来別差配であるとの大庄屋の権能をめぐって抗議をこめた歎願がだされた^①。

町方の主張の要旨は、①氣賀町と七か村とは本来別支配である。町と上村とは地籍が混在しているが、上村地内の居住

者でも町並へ家作住居している者（抹消された原案には「上村地より氣賀町地内へ転住した者」）は、町法に違背しないように請書をだしており、町と上村とは軒を連ねていても支配原理を異にしている。②公式の村高書上帳などにも「氣賀町并加宿氣賀村」と明確に区別されている。③七か村は組合として、年末に惣割勘定をしているが、氣賀町はこれには関与していない^②。また氣賀町硝高や御伝馬金などは町方にのみかわるものである。④享和三年（一八〇三）に、七か村が氣賀町の加宿になった旨の証文があり、町と村とは宿という立場からも本宿と加宿という別の待遇をうけている。⑤上村役人は氣賀町の住人が勤めることも多いが（例えば町の本陣中村与太夫家が、上村庄屋に在勤）、その者でも、願出の際には、上村役人と氣賀町住民との立場は、必ずず区別するようにしている。

以上の町方の主張に対し、七か村方の反応や領主側の裁決は不明であるが、町においては七か村と合体して大庄屋の差配に服することを肯じない強い意向がよみとれる。なお大庄屋給については、明治二年の「村明細帳」（氣賀東林寺住職木村文雄氏蔵）によれば、「大庄屋給之義七ヶ村高上ヶ田之内式石、同所納米老石、年々御免定納辻之内ニ而御領主様被下候」とあり、七か村共属の新田がその経済的基礎とされ、領主から給される形をとっている。各構成村の庄屋給が各村高から一〇三石の除地となっているのとは形式を異にし、この面からも大庄屋制が本来、村に具備されたものでなく、領主の惣村統轄の意図にもとづくことが想定される。

3 宿場としての町と助郷圈

こうした町方の主張の背景には、宿場としての町の展開が、強く影響しているもので、ここでは、第三章を承けて、近世中期以降の町の動きを論じることにする。

先述したように元和九年（一六二三）に七四軒を数えた町屋敷は、元禄一二年（一六九九）には七二軒^④、正徳三年（一七一三）に八〇軒^⑤、寛政八年（一七九六）に七一軒^⑥、享和三年（一八〇三）には六八軒^⑦、明治二年（一八六九）には八四軒^⑧と数えられ、戸数の変動は少なかった。ただ町といっても正徳三年には八〇軒のうち、「六十六軒百姓、十四軒水呑」とあり、農

業が主な生業で、酒屋・櫛屋・木挽・樽物師各一軒を数えるにとどまっていた^⑩。それが寛政期には旅籠一軒をはじめ、酒屋も六、七軒に増し、ようやく職業のうえでも宿としての体裁が整ってきた^⑪。しかし享和年間においても、生業について「五穀之外木綿琉球いちび等作仕候」、「男者農業之外繩をなひ、薪拵仕候、女者糸をとり琉球座織申候」とあり、町と村と本質的に異なっているとはいえなかった^⑫。

こうして気賀町は本坂越（姫街道）の宿場として整備されていき、とくに宝永地震以後は、今切が舟渡しとなったので公式の伝馬をとともう要人の往来が増し、本陣（中村家）の利用度は高まっていた。それとともに寛政八年（一七九六）の「覚」には、「加宿気賀上村気賀町江入交御座候、但大造成御通之節者呉石村江茂加宿仕候^⑬」とあり、上・呉石両村が加宿に指定されていた。さらに享和三年（一八〇三）には、前節の大庄屋制をめぐる町方の主張^④にもあるように七か村全体に加宿が拡大した。このことについては、その直後の史料と推定される「宿方明細書上帳」（史料館文書、戸口が享和三年改となつてゐる）には「加宿気賀村」とあつて老ヶ谷を含めた八か村が列記され、「右加宿之内、上村之儀者気賀町家並入合ニて御用向諸事気賀町同様相勤申候、右加宿之内呉石之儀者御大造之御休泊御座候節者御宿相勤候」と付記され、加宿七か村のうちでも、先述したように上村は町ととくに密接で、呉石も臨時の宿泊地に指定され、重要度が高かつた。

このように町と上村の關係は景観的にも行政的にも入り組んでおり、前節の大庄屋制をめぐる町方の主張^⑤にもあるように村役人の兼帯のほか、問屋役人も気賀町組頭一人と加宿気賀上村組頭四人で担当しており、戸口についても「惣家数九十五軒、内六拾八軒気賀町、式拾七軒気賀村」とまとめられていた^⑭。

しかし交通量の増大にもかかわらず、本坂越（姫街道）は脇往還のため正式の伝馬役や定助郷を定めることは認められなかった。そこで正徳年間に道中奉行に願ひで、「御朱印御用」の往来には、必要あればそのつど、助郷人馬を道中奉行より領主近藤家（天領の時は中泉代官）に、さらに領主より町方に達することになった^⑮。こうした助郷の一例として宝永四年（一七〇七）十一月の日光門跡が京都より下向の際には、第一三表のように四三か村、一二四一九石が助郷村に指定された。

第13表 宝永4年の気賀宿助郷図

郡名	村名	助郷高	所領	郡名	村名	助郷高	所領
引佐	祝瀬	909石	井金	引佐	兎狩	29石	金
	田戸	230	金		宿沢	102	金
	都田	744	天		谷黒	85	金
	上田	822	天		黒田	138	金
	石岡	162	金, 花		の場	48	金
	金指	188	金		梅ヶ平	23	金
	井野	211	井		四方浄	28	金
	井谷	667	井		田沢	157	金
	神宮寺	444	井		別所	120	金
	黒洲	44	金		渋川	264	金
	横尾	146	井		久留米	128	金
	白岩	75	金	龜玉	宮口	1206	井
	栃窪	178	金		新原	84	気
	奥山	371	井	豊田	尾野	73	井
	三嶽	52	金		柴本	537	金, 大, 気,
	東牧	21	井				井, 天
	沢沢	79	金	長上	小内	280	天
	滝沢	97	金		林野	713	大
	川名	187	金		船新田	220	天
	畑平	65	金		半田	422	金
	伊平	270	金		平口	636	金
	花平	141	花		小松	414	気

所領の略記

井：井伊谷近藤
天：天領

氣：氣賀近藤

花：花岡近藤

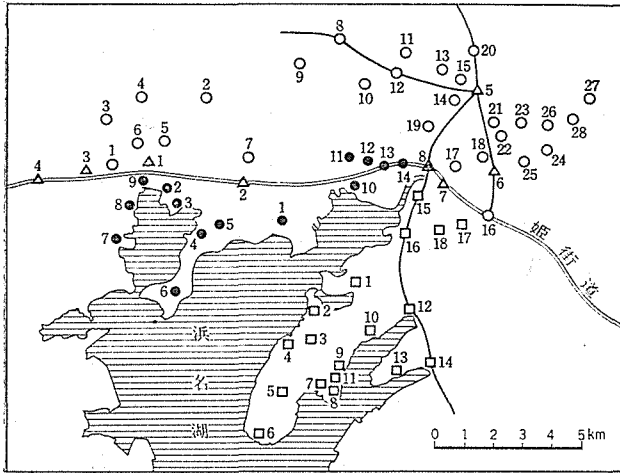
金：金指近藤

大：大谷近藤

この助郷圏をみてとくに注目されることは、さきの近藤家分解以前の旧領本高一・五万石のうち、気賀より西方の敷知郡の大谷近藤家領を除いたほとんが含有されていることであり、助郷四三か村中、近藤家旧領以外は上・下都田村(當時天領)のみである。とくに引佐郡以外の龜玉郡二か村・豊田郡二か村・長上郡六か村は非連続に分布しながらも、すべて近藤家旧領に属し、なかでも長上郡小林・木船新田両村は先述したように、五近藤家創出の際、近藤家から離れたが、助郷圏に入っており、気賀宿を中心とした近藤家旧領の連帶性が理解できる。¹⁶⁾

4 関と要害村

先述したように、気賀町にとって宿駅以上



第8図 気賀関の要害村

●西海辺

1 佐久米	2 宇志	3 津々崎	4 野地	5 都築
6 大崎	7 下尾奈	8 鶴代	9 南脇	10 下
11 小森	12 葭本	13 呉石	14 上	
△本道				
1 三ヶ日	2 駒場	3 日比沢	4 本坂	5 井伊谷
6 前山	7 老ヶ谷	8 気賀町		
○山道				
1 釣	2 只木	3 平山	4 大福寺	5 摩訶耶
6 岡本	7 大谷	8 奥山	9 頼幕	10 祈窪
11 田畑	12 黒淵	13 白岩	14 神宮寺	15 横尾
16 上刑部	17 広岡	18 五日市場	19 小野	20 花平
21 金指村	22 金指町	23 石岡	24 上祝田	25 下祝田
26 瀬戸	27 上都田	28 下都田		

□東海辺

1 呉村	2 堀江	3 乙君	4 内山	5 和田
6 松櫛	7 西	8 細田	9 白須	10 平松
11 上田	12 和地	13 佐浜	14 伊佐地	15 油
16 伊目	17 中刑部	18 下刑部		

に關の管理は重要な機能であつた。新家を建てる際には關所に届けることが必要であり、關所の掃除・煤払などの御用人足は町で勤め、關所より落合通川端までの掃除は町と上村で担当した^⑧。しかし關の警固・取締りにはより広汎な連帶責任がとられていた。

すなわち、気賀宿要害村として第八図のように六八か村が指定され、關所の定めにしたがつて日夜警戒にあたつたことを

義務づけられ、女・鉄砲そのほか不審の旅人に眼をひからせていた。その起源は不明であるが、寛文二年（一六六二）に刑部村庄屋の出した誓詞が残っていることから近世初頭にさかのぼりうると考えられる。要害村は第八図のように西海辺一四か村・本道八か村・山道二八か村・東海辺一八か村と路線別にわけられ、關所より廻状がまわされ、關所より二・三里の圈内の村は一円的に指定されていた。

この要害村の単位としては、気賀村は惣村としてまとめられず、西海辺に下村・小森村・葭本村・呉石村・上村が、本道には気賀町と老ヶ谷が、東海辺には油田村・伊目村が属し、あくまで関所を核とした路線別に分属され、家が混在しているとされる上村と気賀町も西海辺と本道にはなされていた。

つまり先述した宿の助郷圏が、五近藤家の旧領本高とよく整合していたのに対し、この要害村は所領とは無関係に一円的に関所をとりまく村々に義務づけられ、関の警固・取締りというものが、管理する領主（気賀近藤家）の枠をこえた幕藩体制の基本にかかわる意義を有していたことが理解される。

① 史料館文書「気賀々村大庄屋取立ニ付、気賀町々願書」弘化二、「気賀町庄屋等願書案詞」弘化四。

② ただし、先述したように元禄五年の三方原山論費用の割賦には、町も参与している。

③ 史料館文書「遠州引佐之郡気賀町繩打屋敷水帳」元和九。

④ 『静岡県史料』第五巻、八八五頁（中村文書「気賀町問屋覚書」元禄一二）。

⑤ 史料館文書「遠江国引佐郡気賀町差出帳」正徳三。

⑥ 文部省史料館『史料館所蔵目録』二所収の「遠州気賀宿文書解題」（昭和二八）。

⑦ 史料館文書「宿方明細書上帳」。

⑧ 気賀東林寺、木村文雅氏蔵「村明細帳」明治二。

八 その他の惣村の構成要素

1 堤防と橋梁

以上、種々述べてきた気賀惣村体制の最後の状況を示す基本史料として、しばしばとりあげた明治二年の「村明細帳」

⑨ ただし史料により、借屋人・水呑層を含んでいるのか疑問のあるものもある。

⑩ 注⑤参照。

⑪ 注⑥参照。

⑫ 注⑦参照。

⑬ 注⑥参照。

⑭ 注⑦参照。

⑮ 注⑦参照。

⑯ 史料館文書「本坂通気賀町江当分助郷帳」宝永四。

⑰ 注⑥参照。

⑱ 注⑤参照。

第14表 維新時における堤防・橋梁などの所屬

種目 普請 村名	堤 防		樋 門		橋 梁		堰	悪水吐路
	領主持	村 持	領主持	村 持	領主持	村 持	領主持	？
上	2	1	7	7				1
油 田	1	1	11	2				
老 ケ		1		3				
伊 谷	4	6	4	7				
下 目	5	4	7	12				
小 森		1	3	2(1)		1		
葭 本	1	1	5	1(1)				
呉 石	2	2	10	8				
七カ村新田	2	1	32			2		1
町				8				

（ ）は小森・葭本共属

（氣賀東林寺住職木村文雅氏蔵）がある。同帳には各構成村（七か村・老ヶ谷・町・七ヶ村新田・同葭野）の石高の類別区分・朱印地・除地・戸口につづいて、堤防・樋門・橋梁・井堰・悪水について、各々その所在地と維持分担が第一四表のように記されている。その普請の際、樋門・井堰については原則として領主持、橋梁については原則として村持（ただし大破の際は領主補助）、堤防については両者が併用され、管理責任が明確にされていた。^①この場合の村持の「村」というのは惣村のことではなく構成村のことであり、したがって七ヶ村新田の「村持」については各構成村に割賦したと思われ、その際、町

は先述の町方の主張から考えても、おそらく関与しなかったであろう。事実、第一四表のように町の管理にかかわるのは、石橋八か所のみであり、堤防や灌漑など村生活にとっての基本的な要素の管理・普請については無関係であった。なお井堰のうち字清水川の亀甲石堰は、この「明細帳」にはとくに別項目をたて「御領主様御普請に御座候」として、七か村全体にかかわるものとされている。この堰は氣賀・広岡両村の水田を灌漑し、しかもこの堰の上に、五日市場村の飛地状の田が二反六畝存在した。そこでこの田は氣賀村が借受、さらに広岡村が小作するという形式をとり、二・八石を豊凶にかかわらず、五日市場村へ納入していた。^②おおもむ惣村内で完結している水利系統が多いなかにおいて、三藩政村に関係することは珍らしく、ことに飛地状の他村の田の存在は例外的である。その事情は不明であるが、井堰元の村に対しては氣賀惣村より謝礼を払っていたのである。

このように氣賀の各構成村は、通常の藩政村のように、用水・堤防の管理単位となっていたが、先述したように湖岸を中心とした広汎な七ヶ村新田におい

ては第一四表のようにとくに多くの樋門が設けられ、それが惣村体制を維持強化する一要因となったのである。

2 郷蔵・領主山・渡舟場

前節で述べたもの以外の惣村体制に関連する諸要素を、明治二年（一八六九）の「明細帳」に記載の事項を中心に関連史料も参照しつつ、既述のものは省略して、以下に摘記してみる。

(1) 「高札場 九ヶ所」は領主普請にかかり、その数からみて、おそらく七か村・町・老ヶ谷に立てられたと考えられる。

② 郷蔵は六か所あり、これも領主普請にかかる。その位置、とくにどの構成村に欠けていたかは不明であるが、第六図に略描した宝永以前の状態を示す村絵図（呉石の内山光男氏蔵）によれば、下村と呉石には「村蔵」と描かれ、街道の南には「郷蔵」と描かれている。「郷蔵」と「村蔵」とがどの程度意識して区別されていたかは不明であるが、もし郷蔵が惣村全体にかかわり、村蔵が構成村のみにかかわる蔵であるとすれば、機能的に明きらかに区別されていることになり、注目する。

(3) 「村明細帳」には「御領主様御林 五ヶ所」、「百姓持林 十ヶ所」（林運上は一反歩につき毎年永十六文）、「百姓持田付野山 拾貳ヶ所」、「柴山四ヶ所」、「秣葉之儀、原山ニ而刈取来り候」（三方原入会）、「百姓持琉球草干場 六ヶ所」と山林原野に関する要目がつづいている。その具体的内容については、享保七年（一七二二）の「上村反別差出帳」に西山御林（二二六町）・小森山御林（六四八町）・原山御林（八七町）・根本山御林（三六町）・御閑所御田山（七町）と記され、広汎な領主山の所在がわかり、そのほか同帳には「百姓薪株取山、是ハ氣賀山之内、入会ニ仕、下草取申候」とあり、三方原の大入会の草刈場とは別に入会の秣取山も存在した。この入会の範囲は上村だけなのか、それとも惣村全体に関するかは不明瞭であるが、後者の可能性が強く、これまた惣村結合の要因といえよう。

(4) 「村明細帳」に「落合川渡舟場 老ヶ所氣賀村之内」とあり、氣賀宿の「明治元辰年九月より諸願書留」（史料館文書）

によれば、宿往來の渡船場として、氣賀村高のうち八〇〇石が川助郷にあてられ、川役人は「氣賀村庄屋組頭兼帶」で、平日は渡船一艘にとどまるが、「御用御旅行」の通行多人数の際には、舟場取繕手當・雇舟賃金は領主から支給された。しかし川渡・堤普請は惣村のかんりの負担であつた。^④

- ① たとえば領主普請の堤防に入用な杭木や大川筋の出し杭は領主持の山から伐りだされ、村持普請の杭入用でも、領主に願いて領主山を伐木させて貰つた。
- ② 氣賀町役場旧蔵「氣賀申送覚」明治二。
- ③ これらの領主山の山守には豎輩の土分の者があたり、明治の上地後、官林ないし御料林に編入された事例が多い。
- ④ この「渡舟場」は宿に付随する機能であり、そのため宿関係の文書によくでてくる。しかし、このように管理・維持には惣村全体であつており、「宿に關することは惣村の大庄屋の支配をうけない」という先の町方の主張とはいふちがつてゐる。

九 惣村の宗教的結合

1 牛頭天王

以上、近世における氣賀惣村体制につき行政史料を中心に検討を加えてきたが、最後に神社祭祀の面から、この課題を論じることとする。氣賀の中心的神社は、町の中心部、街道の北側に鎮座する細江神社(旧郷社)である。この社は神仏分離以前は牛頭天王社とよばれ、呉石の長樂寺が社僧として神勤していた。『遠江国風土記伝』には、「祭日は正月十八日、六月十五日なり、朱符の神田の高三石、凡そ牛頭天王と稱へ申す神は、建速須佐之男命の荒御靈なり」と記され、『引佐郡誌』には、「伝説によれば当社の創立は永正七年(一五〇)、海嘯の時浜名郡鎮座角避彦神社趾陥没の際、祠宇流出し当町赤池と稱する所に漂着せりという。始めは傍側の仏堂に安置し、其地を崇びて御飯屋と云ひたり。其の後天正二年(一五七四)、地を八柱神社境内、即ち現今の地に卜し、新たに宮殿を造営し之に奉遷し、遂に氣賀七ヶ村の総産土神とせり。漂着地赤池は今尚靈場として本社と共に歳時例祭を行ひ、仮屋の地は慶長七年(一六〇二)地頭石川半三郎の時、町名(氣賀)を立てて市街とせり」と、その由緒を記している。^⑤この伝承によると第三章の「町の形成」において述べた仮屋は

この神社の旧地で、ここを核として慶長年間に町づくりがなされたことになり、その後、この神社は惣村結合の精神的な核となった。

こうした気質の惣鎮守としての細江神社(牛頭天王)の性格をもっともよくあらわしているものとして、例祭(旧暦六月一日、現在七月一日)の舟渡御がある。『郡誌』には「轟く烟火の真最中に猿田彦命を先導とせる数多の行列は神輿を奉じて町の東端柴橋に至るや此処に待受くる館船大小百余の船は、幔幕提灯旗に飾られ壮観を極む。船は笛太鼓の嘶に連れ、櫓相含んで都田川を下り、細江湖に出づ」とその絢爛さを誌している。^③

この祭事の近世の記録をみると、延享五年(一七四八)の「覚」(気賀、沢木氏蔵)には「(1)一五日四ツ時刻より御出興、落合より船にて油田村へお廻り、さらに下村へ巡行、神輿上陸し陸路巡行、(2)下村より四枚の板を敷いた舟を一四一五艘落合へ上らせる。うち三〇四艘は吉本村より出す。船は伊目村の人が漕ぐ。(3)屋台は上村・町の者が支配する。ただし綱を曳くことは村々の子供に勝手しだいにさせる。(4)落合油田にて他村の者は一人といえども船に乗せない。ただし広岡村の男は苦しからず」と定められていた。また社僧である呉石長楽寺の天保期の旧記には、社僧の供廻りとして若党二人は上村、大傘一人・合籠一人・六尺四人は六か村(七か村より上村・伊目を除き、老ヶ谷を加える)より出すとある。

また史料館にも約一〇点の祭礼文書が残っているが、そのうちの安永九年(一七八〇)の「御祭礼行列次第」によると先頭の山椒ばらいは上・町が奉仕し、後尾の御役人まで惣人数五六九名の大行列であり、中核となる屋台・ねり物には子供綱引きを交え、葭本(三九名)、呉石(七四名)、上・町(一一二名)、油田(六七名)、下(八四名)、小森(二四名)の順で参加し、前駆をなす吹貫、太鼓、麻・絹・紫・緞子の旗旒は下・老ヶ谷・小森で奉持し、獅子舞神楽は下、母衣一四は上・町で担当、後駆をなす鷹匠・榊持・散銭箱・吹貫・唐旗・御興・剣持などは小森・呉石・葭本・下で奉仕していた。他の年次においても人数に若干の変動はあるが、本筋においては同じで、屋台の順席や奉仕の役割は年ごとに変わるものがあった。このように船渡巡行の神事は、牛頭天王が気賀荘七か村の惣社であるという性格をよく示し、上村と町とはここ

第15表 構成村の小社詞数
（明治2年）

	除地社	小 詞
上村	1	1
油田	1	1
伊目	5	1
老ヶ	1	0
下小	5	3
菰森	2	0
呉本	2	1
村石	2	1

では一括され、各構成村の分担が年ごとに定められて、大行列を組んだのである。ただ伊目は祭神漂着の際、冷たい態度をとったとの伝承で、山車はもとより、祭礼行列にも入れられず、落合船の船頭約五〇人を出すことにのみ参与が認められていた。なお本来の山車は六基であったが、枝村の老ヶ谷・岩根はのちに山車をつくり、上村から清水区が独立、現在は九基の山車が備わっている。^④

2 各構成村の小社と伊勢講

こうした惣村の郷社ともいえる牛頭天王社（細江神社）の下に、各構成村の小社が維新当初には、第一五表のように祀られていた。^⑤ そのなかで、細江神社に接する八幡社は上村と町の氏神として、明治二年の「村明細帳」には、「氏神八幡社祭之義、年々八月神祭仕候」と他の小社とは別項を立てて記載され、『郡誌』には、「元本社は細江神社より凡そ一町西八幡山に鎮座、旧社領朱印高二石、細江社領と同一紙にて受領」とあり、慶安元年（一六四八）の朱印状にも「遠江国引佐郡氣賀村天王社領同村の内三石、八幡宮領於同所二石、合五石（下略）」と録され、牛頭天王社と不離の關係にあったことがわかる。^⑥

そのほか、氣賀惣村を単位とした宗教的な行事として、文書に存するのは、「伊勢御神樂御執行帳」（史料館文書）がある。これは享保二〇年（一七三五）三月、氣賀全体をもって組成された伊勢講を主体とし、四四両を費やし、領主家中や閑所役人にも献上品を振舞うなど盛大なものであったが、その残金六両三分余は、上村・町一三口、油田八口、下村七口、伊目一口、菰本四口、小森四口、呉石六口、老ヶ谷二口の比で割戻している。この比率は石高・戸口とは必ずしも比例せず、とくに伊目村に少ない。これについては「伊目村講中ニ而ハ無之候処、右之金合講申候」として、伊目村より別に一兩抛出してようやく仲間に入れてもらっている。つまり牛頭天王祭礼の場合と同様、伊目は位置が偏しているというだけでなく、なにか祭事に関しては、別扱

かいされており、惣村体制の解明の残された課題といえよう。

3 結びにかえて

以上述べたことを要約すると、近世初頭において、遠州引佐郡を中心として、近世初頭においていったんは大名格の一円的な領地支配を形成した井伊谷の近藤家は、ほどなく旗本五家に解体した。このことは極めて珍らしい事例といえるが、解体後も旧近藤家領本高という連帯は残り、気賀宿の助郷圏にも反映していた。

これらのなかで、気賀近藤家の陣屋所在地であり、姫街道をかためる関所と宿が設けられた気賀をとりあげ、行政的には大きく一村に画定されながらも、内証わけされて七つの構成村と町・老ヶ谷新田から成立していた事実を明きらかにした。こうした複合的藩政村形成の要因として、三方原入会権、湖岸の新田開発、漁業権などをとりあげ、史料に即して検討を加えた。その結果、近世をつうじて各構成村間の錯綜関係はむしろ強化される方向へと進み、行政的にも大庄屋が統轄するようになり、宿を中心に町立もされるようになったことが理解された。こうしたさまざまな要件が、関所の管理ともからみあって、気賀の村体制を特色あるものに展開せしめた。

次の課題として、山間部や都田川中流部の諸村との対比をつうじて、井伊谷本領の村落体制を総合的に把握することが遺されているが、紙数の関係で別稿に譲ることにする。

① 内山真竜『遠江国風土記伝』寛政二（複製版昭和四四、一五三頁）。

② 『郡誌』上巻、四七五頁。ただし同じ『郡誌』には斎藤秀太郎氏所蔵の旧記による由緒として、地震による御神体の漂着は明応八年（一四九九、現在地への奉遷は永正七年（一五一〇）と年次が大きくちがっている。この神社の旧社格は郷社で、戦前にしはば県社昇格の動きがあったが、由緒を示す決定的な史料に乏しくはたせなかった。

③ 『郡誌』上巻、四七七頁。

④ 気賀東林寺住職、木村文雅氏の示教による。

⑤ 小社祠のうち、明治以後、村社となったのは伊目の諸小社を含記した白山神社のみで、これはおそらく、伊目が細江神社の祭礼に因って冷遇されていたためと考えられる。これらの諸小社の記録文書はほとんど残っていないが、油田の鎮守屯倉水神については、油田の漁業権とも関連して、三田家で社家と川庄屋を勤めていたことは先述したとおりである。

⑥ 『郡誌』上巻、四七六頁。

〔付記〕 本稿作製にあたり多くの便宜と助言をいただいた静岡大学若林淳之教授、同細井淳志郎助教授、気賀東林寺住職木村文雅氏、井伊谷宮司岡部敏夫氏、国立国文学研究資料館付置史料館の各位に心からの謝意を表するしだいである。なお本稿は昭和四七年度文部省科学研究費総合研究「農山漁村の構造とその変容に関する人文地理学的研究」（代表者京都大学藤岡謙二郎教授）の筆者の分担研究報告の一部である。最後に本稿を郷荘に関する歴史地理学的研究に大きな業績をたてられた米倉二郎先生の広島大学御退官記念事業の一環として、同教授に献呈したい。

（奈良女子大学文学部助教授・

）

rural community. In this way *Todai-ji* temple intensified the control over *Yakihara* estate, which had completed in *Chogen* 長元 era, in the middle of the 11 th. century. *Yakihara* estate turned into *Kuroda* main manor 黒田本庄, which is a typical medieval manor.

Hatamoto Territory 旗本領 and *Gosho* 郷莊 in the
Modern Ages; A Case Study of *Iidani*・*Kega*

井伊谷・気賀 District in *Enshu* 遠州

by

H. Yamazumi

There spread a *Hatamoto* Territory called *Iidani-Go-Kondo* 井伊谷五近藤 in *Iidani*・*Kega* 井伊谷・気賀 district which was situated in the region to the north of *Lake Hamana* 浜名湖 and had been held by famous *Ii* 井伊 family. *Kondo* family had resided in *Iidani* 井伊谷 and was promoted to the substantial *Daimyo* 大名 status by playing the scouting role successfully in *Tokugawa Ieyasu's* 徳川家康 invasion into *Enshu* 遠州 in the eleventh year of *Eiroku* 永禄 (1568), and built *Jinya* 陣屋 in its home territory, *Iidani* in the fifth year of *Genna* 元和 (1619), but soon divided itself into five *Hatamoto* Territories, that is, *Kanasashi* 金指, *Iidani*・*Kega*, *Ohtani* 大谷, *Ishioka* 石岡. This case was very peculiar one compared with many downfalls of *Daimyos*.

In this article, I would like to follow the distribution and changing process of the territories of the five families, and show that this division into five *Hatamoto* Territories was deeply connected with the administration of important *Kega-barrier* 気賀関 in the way of *Hime-Kaido* 姫街道, moreover, I would like to show that, after the division, the bondage among the old *Kondo* family was so strong, and reflected in the sphere of *Sukego* 助郷 of *Kega-barrier*.

Among these five territories, taking the case of important *Kega* Territory where the barrier and inns were set up, I would like to analyze the system of a modern village. Administratively this territory was regarded as one village at large, but was divided implicitly 内証わけ and composed, of seven small villages, one town and *Rogatani-Shinden* 老ヶ谷新田. By the analysis of the right of *Iriai* 入会権, the develop-

ment of the coast of *Lake Hamana* into new cultivated land, and the right of fishing, all of which was supposed to make this complex-village of the *Han* 藩-Regime, and I would like to conclude that, all through the modern ages, complex relation among these small villages was aggrandized and *Kega* territory, one example of medieval region in its substance, supported by the administration of the barrier, did not dissolve into a modern village based upon another type of settlements, and was maintained thenceforth.

史林バックナンバーのお知らせ

史林のバックナンバー在庫は次の通りです。お申込は必ず前金にて郵送の場合は送料(各冊三〇円)を添えて下さい。

- 三三巻一号 四九巻三号・五号
- 三八巻四号 六号
- 三九巻五号・六号 五〇巻一号・四号
- 四〇巻五号・六号 六号
- 四二巻四号・五号 五一巻一号・六号
- 四三巻二号・六号 五二巻一号・六号
- 四四巻一号・六号 五三巻一号・六号
- 四五巻一号・二号 五四巻一号・六号
- 四六巻五号 五五巻一号・二号
- 四七巻一号・六号 五五巻三号・六号
- 四八巻三号 五六巻一号・五号
- 頒価は、五五巻二号までは、三五〇円
- 五五巻三号以降は、四五〇円

誤植のおわび

前号掲載のノート八田生雄「ドイツ知識人と国民国家の理念」につきましては多数の誤植をだしましたこと、執筆者の八田先生ならびに読者各位に深くおわび申し上げます。

史林会費値上についてのお知らせ

紙不足等雑誌生産費をはじめとする諸費の高騰によつて本会の経済状態が非常に苦しくなっております。そこでやむをえず四十九年度から、年間会費が、三、三〇〇円になりました。学術会費の値上は不本意ではあります、会員諸氏の御理解と御協力をお願いいたします。

史林 (第五六巻第六号)

一九七三年一月二五日印刷
定価四五〇円

発行人 史学研究会

京都市左京区吉田本町
京都大学文学部内

理事長 佐伯富

印刷所 中村印刷株式会社